

調査票情報の提供に関するガイドライン

制 定 平成 20 年 12 月 24 日
改 正 平成 21 年 9 月 29 日
改 正 平成 23 年 3 月 28 日
改 正 平成 30 年 3 月 2 日
改 正 平成 31 年 4 月 19 日
改 正 令和 元年 6 月 27 日
改 正 令和 2 年 12 月 25 日
改 正 令和 4 年 3 月 3 日
改 正 令和 6 年 1 月 26 日
改 正 令和 6 年 9 月 27 日
改 正 令和 6 年 11 月 21 日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目 次

- 第 1 総則
- 第 2 調査票情報の提供手続
- 第 3 調査票情報の提供
- 第 4 調査票情報の利用後の措置

第 1 総則

1 目的

調査票情報の提供に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 33 条及び第 33 条の 2 の規定に基づく調査票情報の提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は指定独立行政法人等及び法第 37 条の規定等に基づき事務を受託する独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

2 定義

(1) 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定する情報をいう。

(2) ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であることを示す情報をい

う。例えば、データレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、母集団推計を行うための集計用乗率、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

(3) 中間生成物

本ガイドラインにおいて「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

(4) 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。

(5) 公的機関等

本ガイドラインにおいて「公的機関等」とは、上記(4)の「公的機関」、法第2条第2項に規定する独立行政法人等又は統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第10条に規定する行政機関等に準ずる者をいう。

(6) 指定独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「指定独立行政法人等」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）第8条に規定する法人をいう。

(7) 提供機関

本ガイドラインにおいて「提供機関」とは、行政機関及び指定独立行政法人等をいう。

(8) 提供機関等

本ガイドラインにおいて「提供機関等」とは、提供機関及び法第37条の規定等に基づき調査票情報の提供事務を受託する統計センターをいう。

(9) 電子計算機

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

(10) 中央電子計算機

本ガイドラインにおいて「中央電子計算機」とは、調査票情報の二次的利

用に関するポータルサイト（以下「マイクロデータ利用ポータルサイト」という。）を通じた調査票情報の一元的な提供申出を可能とするとともに、申出の受付、審査その他の調査票情報の提供に係る一連の事務の処理及び調査票情報やこれに付帯するドキュメント等の管理を一元的に可能とする電子計算機をいう。

(11) 情報システム

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

(12) オンサイト利用

本ガイドラインにおいて「オンサイト利用」とは、行政機関又は指定独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設（以下「オンサイト施設」という。）から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

(13) リモートアクセス

本ガイドラインにおいて「リモートアクセス」とは、行政機関又は指定独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、利用者の自宅や研究室等から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

3 調査票情報の提供の実施に際しての基本原則

(1) 運用体制

ア 事務処理要綱等の策定

提供機関は、調査票情報の提供に係る具体的な事務処理や手続の明確化・効率化を図るため、本ガイドラインを基に事務処理要綱を策定する。

事務処理要綱の策定に当たっては、必要に応じて組織内の関係各課室等の業務体制や役割分担、調査票情報の提供を円滑に実施するために設置する会議等についても規定する。

なお、統計センターに法第 33 条第 1 項の規定に基づき行うオンサイト利用による調査票情報の提供に係る事務及び法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき行う調査票情報の提供に係る事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は統計センターが策定することとし、その策定や改定に当たっては、提供機関と統計センターとの間で必要な協議、調整等を行う。

イ 運用体制の明確化

提供機関は、調査票情報の提供に関する対応の統一化及び運用体制の明確化を図るため、調査票情報の提供の依頼の申出をする者（以下「申出者」という。）や提供事務を受託する統計センターに対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす組織体制（以下これらの機能を果たす組織を「窓口組織」という。）を指定する（注1）等の運用を行う。

また、必要に応じて提供機関内において関係職員を構成員とする会議等を設け、これを定期的に又は随時開催することなどにより、提供機関内における対応・意思の統一化を図る。

（注1） 統計主管部局の筆頭課において、申出者からの一元的窓口機能、調整業務を行うことが考えられる。

ウ 共管統計調査における取扱い

複数の府省が共管する統計調査の調査票情報の提供に当たっては、統計調査ごとに所管府省の間で次の①から③までを参考として運用体制等について事前に取り決めを行い、当該取決めに従って対応を行う。

① 窓口府省を取り決め、当該窓口府省が一元的に提供事務を一括して行う。この場合、窓口府省は、その他の所管府省から当該共管統計調査における調査票情報の提供の判断の一任を取り付けるとともに、当該共管統計調査の調査票情報の提供を行った場合、その事実をその他の所管府省に連絡する。

② 窓口府省を取り決め、当該窓口府省が一元的に申出者と対応する。窓口府省は、申出に際して、事前相談に対応するとともに、提出された申出書類を受領し、その他の所管府省に回付する。その後、それぞれの所管府省において調査票情報の提供の内部手続を行う。

所管府省における手続終了後、提供の可否の連絡、調査票情報の提供、終了後のデータの受領等については、窓口府省が一元的に行い、必要な書類の回付や連絡調整を行う。

③ 共管調査を所管する府省全てに対し申出者が必要な手続を行い、所管府省全ての承諾を得た場合に、調査票情報の提供等の事務を行う。この場合、提供の可否の判断が所管府省によって異ならないように、相互の連絡調整を着実に行った上で提供事務を進める。

(2) 秘密保護及び適正管理の確保

ア 基本方針

提供機関は、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第39条第1項及び規則第41条による調査票情報の適正管理に関する規定並び

に法第 41 条による守秘義務に関する規定、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「管理ガイドライン」という。）等を踏まえ、調査票情報の適正管理に必要な措置を講ずるとともに、秘密の保護に万全を期すものとする。

また、提供機関は、調査票情報の提供に当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）や統計委員会答申（平成 30 年 12 月 17 日付け統計委第 16 号）等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能なオンサイト利用の枠組み（別紙参照）を最大限活用する。特に、法第 33 条の 2 第 1 項に基づく調査票情報の提供については、調査票情報のより厳格な管理に資する観点から、オンサイト利用を前提とする（注 2）。

さらに、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、リモートアクセスを併せて活用する。

なお、提供機関は、調査票情報の提供に係る事務を委託する場合、法第 39 条第 2 項及び規則第 41 条第 6 項による調査票情報の適正管理に関する規定並びに法第 41 条による守秘義務に関する規定、また、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「民間活用ガイドライン」という。）を踏まえ、所要の契約条項を設け、受託事業者が確実に履行できるよう措置する。

（注 2） 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずるなど、規則第 42 条に規定されている調査票情報の物理的管理措置や技術的管理措置がオンサイト利用と同等と提供機関が認める場合を除く。

イ 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管・整備

調査票情報の提供及び利用に当たっては、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適切に保管されている必要がある。

提供機関は、所管統計調査に係る統計の作成完了後、管理ガイドラインに基づき、調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講ずる。また、調査票情報及びドキュメントの整備に当たっては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別紙 4 及び「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」（令和 6 年 2 月 26 日統計企画会議申合せ・統計基盤デジタル化推進会議申合せ）を踏まえ対応する。特にオンサイト利用に係る調査票情報のデータ形式は CSV 形式が望ましい。

さらに、提供機関は、申出者からの調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、当該機関内における各課室の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、個別の調

査票情報の利用の申出があった場合の個別の統計調査に対応する内容審査担当部署等を把握し、別記様式第 1 号を参考に調査票情報利用管理リストの作成などを行う。なお、当該リストの更新は、年 1 回以上実施する。

(3) 利用者に対する周知・情報提供

提供機関等は、申出者の利便性及び提供手続の透明性等を確保する観点から、上記(1)により策定した事務処理要綱や利用者向けに策定した利用申出の手引等をインターネット等により対外的に明らかにする。

また、提供機関等は、マイクロデータ利用ポータルサイト又は所管府省のホームページに調査票情報の提供対象となる統計調査の名称、年次、データ形式等を掲載すること等により申出者に対する情報提供の充実を図る。

なお、申出に当たって事前に了解しておくべき次の事項は、マイクロデータ利用ポータルサイト等を活用し、広く周知する。

ア 調査票情報に関する情報

- ・ 調査票情報の提供制度の趣旨及び法的根拠
- ・ 提供可能な調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- ・ データレイアウトフォーム及び符号表

イ 申出手続に関する情報

- ・ 相談・受付窓口、受付期間等
- ・ 申出手続及び当該手続に必要な様式
- ・ 申出者の本人確認方法
- ・ 手数料の算定方法
- ・ 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称、研究成果等の公表（公的機関等を除く。）
- ・ 調査票情報を利用して作成した統計等の提出義務（公的機関等を除く。）
- ・ 提供した調査票情報の返却義務
- ・ 申出手続等において使用する言語

ウ 提供条件に関する情報

- ・ 利用条件（欠格事由を含む。）
- ・ 適正管理義務、守秘義務、提供を受けた目的以外の利用の禁止及び罰則
- ・ 研究成果等の公表義務（法第 33 条第 1 項第 1 号を除く。）
- ・ セキュリティ環境に関する要件
- ・ 国外での利用の禁止

エ その他

- ・ 調査票情報の提供制度は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

の対象外であること

- ・ 法令に違反した場合の罰則のほか、利用条件に反した場合、全ての提供機関等による提供禁止措置が科されること

第2 調査票情報の提供手続

1 事前相談への対応

提供機関等は、調査票情報の提供を受けることを検討している者から連絡・相談等があった場合、法第33条及び第33条の2の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査の基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度（法第32条、第34条及び第36条）と混同していない点等についても確認を行うよう努める。

また、申出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出を回避するため、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて行うものとし、必要に応じて窓口組織若しくは窓口業務を受託した統計センター（以下「窓口組織等」という。）又は統計調査所管課室が直接相談に応じる。

2 申出の受付

(1) 受付期間の設定

提供機関等は、受付事務や提供事務の効率的かつ計画的な実施等を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。受付期間を設定する場合、各年度当初にその予定をホームページ等により事前に公表する。

なお、提供機関等による受付事務等において使用する言語については、提供機関等が、その保有するリソース等を勘案して定める。

(2) 申出書の提出

調査票情報の提供の申出は、申出者又はその代理人が、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、提供機関等の長宛ての文書（以下「申出書」という。）をもって行うものとする。申出書は原則別記様式第2号に基づき提供機関等が定める様式とする。マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出を行う場合には、下記(3)の申出書の記載事項を入力して送信することにより別記様式第2号別紙の提出に代えるものとする。

(3) 申出書の記載事項

ア 申出者の属性

以下に掲げる申出者の区分に応じて、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等を記載する。

なお、規則第 8 条第 1 項第 4 号に規定する者の場合、公的機関と同様の内容を記載する。

- ・ 公的機関の場合、当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及び e-mail アドレス）
- ・ 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及び e-mail アドレス）
- ・ 個人の場合、当該個人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及び e-mail アドレス）
- ・ 代理人によって申出を行う場合、当該代理人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及び e-mail アドレス）

イ 調査票情報を特定するために必要な事項

① 統計調査の名称及び年次

提供機関等が提供可能としている調査票情報に係る統計調査の名称及び年次（月次、四半期等を含む。以下同じ。）を記載する。

なお、複数の調査票や調査名により一つの統計調査を構成している場合、年次等によって統計調査の名称が異なる場合は、それが明確になるよう記載する。

また、提供機関等が提供可能とする調査票情報に係る統計調査は、原則として結果が公表済みのものとする。ただし、申出者が公的機関であり、申出者が法令の定める事務又は業務を遂行するために必要がある場合においては、結果が公表されていない統計調査を記載することができる（その場合、提供機関等は、下記 3 の (3) のウに定める審査基準に基づき審査を行う。）。

② 利用する調査票情報の名称

統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する調査票情報の項目（利用する可能性があるものや制御変数として利用するものを含む。）が特定できるよう記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等（注 3）により、円滑な審査及び的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載する。ただし、オンサイト利用の場合又は地方公共団体が統計を作成する場合は、利用する調査票情報がどの調査票に該当するかなど、提供機関が定める方法により記載すれば足りることとする（下記③及び④も同様）。

また、提供機関が、調査票情報を基に加工して二次的に作成した項目

(ウエイト等)についても必要に応じて記載する。

なお、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、下記3の(3)のウに定める公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合又は複数の調査票情報、他の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければならない統計の作成若しくは統計的研究を行う場合、名称等を利用する具体的な理由を明確に記載する。

(注3) 「○年度から○年度までの△△統計調査中の××を除く全ての項目」といった指定方法も可とする。

③ 地域

どの地域の調査票情報であるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、それが明確になるよう記載する。

なお、地域属性について複数の概念がある場合、〇〇県在住者、〇〇県通勤者等と適宜区分して記載する。

④ 属性的範囲

特定の属性的範囲（例えば、従業者30人以上の事業所、資本金額1000万円以上の法人など）について利用する場合に記載する。

ウ 調査票情報の利用目的

調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を具体的に記載する。

なお、法第33条第1項第1号に該当する申出である場合、その利用目的は統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に、法第33条第1項第2号及び第33条の2第1項に該当する申出である場合、その利用目的は統計の作成等にそれぞれ限定される。

エ 調査票情報の利用場所

① オンサイト利用の場合

利用する主なオンサイト施設の名称を記載する。

② オンサイト利用以外の場合

調査票情報の利用場所（利用場所が複数にわたる場合はその全て）、利用環境、保管場所及び管理方法を具体的に記載する。また、集計作業等を民間事業者等に委託する場合、委託先における調査票情報の利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法も併せて記載する。

オ 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する全ての者について、その所属、職名、氏名等を記載するとともに、これらの者が規則第 11 条第 2 項に掲げる者に該当しない旨を記載（選択式による記載も可）する。なお、組織による利用のため、申出時点において個別の利用者を特定できない場合、利用する組織をできるだけ限定的に記載し、利用者が明らかになった時点で速やかに追加する。

また、申出者は、公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究や大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究等の場合には、必要に応じて、利用者と当該調査研究との関係を明らかにする文書（競争的資金の交付決定通知書及び交付申請書の写し等）を添付する。なお、上記文書が添付できないときには、原則別記様式第 3－1 号に基づき提供機関等が定める様式による文書を添付することで、これに代替できるものとする。

このほか、調査票情報の利用に係る業務の一部を委託する場合又は調査票情報を利用して公的機関等と共同して研究を行う場合には、当該委託又は共同研究に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しも添付する。なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、原則別記様式第 3－2 号に基づき提供機関等が定める様式による文書を添付することで、これに代替できるものとする。

さらに、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあっては、民間活用ガイドラインに基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項（オンサイト利用の場合を除く。）
- ・ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項（オンサイト利用の場合を除く。）
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項（提供機関が業務の再委託をすることを認めた場合を除く。）
- ・ 調査票情報の監査業務の実施状況に関する事項（調査票情報の管理を含む。）（オンサイト利用の場合を除く。）
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

カ 利用要件

（ア）法第 33 条第 1 項第 2 号に基づく調査票情報の提供

① 公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究

i) 調査研究の名称

「〇〇に関する研究」など調査研究の名称を記載する。

ii) 調査研究の必要性

調査研究の必要性や意義、当該調査研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該調査研究に公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合、当該資金の交付決定通知書等の写しを添付する。

iii) 調査研究の内容等

調査研究の具体的な内容、公的機関等からの委託内容若しくは公的機関等と共同する内容又は競争的資金の補助に係る内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）について記載する。

また、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等（イメージでも可）は、原則として全て添付する。オンサイト利用の場合は、主たる様式として差し支えない。ただし、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、かつ、提供機関等が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

iv) 調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

調査研究の研究スケジュール（当該調査研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントを返却する時期（オンサイト利用又はリモートアクセスの場合、利用を終了する時期。年月日）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、提供機関等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

v) 成果の公表方法

発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究の成果を公表する方法を記載する。

なお、公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずると

ともに、提供機関及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨記載する。

vi) 適正管理措置の内容

調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容については、規則第 42 条に規定された主体別適正管理措置（組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他の管理措置）の具体的内容を記載する。

なお、集計処理等を民間事業者に委託し、その利用又は保管が委託先となる場合も併せて措置の内容を記載する。

vii) 調査票情報の提供方法及び年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、窓口組織等における直接の受取又は郵送による送付のいずれかを記載する。なお、郵送による送付の場合、原則として本人限定受取による書留を用いるものとする。

また、調査票情報の提供希望年月日（オンサイト利用又はリモートアクセスの場合、利用開始希望日）を記載する。

viii) 著作権の取扱い

調査票情報を利用して作成した統計等について著作権を主張しない旨を記載する。

ix) その他必要と認める事項

提供機関等は、必要に応じて、オンサイト利用における分析結果等の提供依頼の分量（予定）等について申出書への記載を求める。

② 特別の事由

i) 統計の作成等の有用性

申出に係る統計の作成等が、政策の企画、立案、実施、評価等として有用であることが分かる内容又は特別な事由があることが分かる内容を記載する。

また、上記内容を証明するものとして、行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等として有用である旨を記載した公文書を添付する。

ii) 適正管理措置の内容、調査票情報の提供方法及び年月日並びに著作権の取扱い

上記①の vi) から viii) までと同様。

iii) その他必要と認める事項

上記①の ix) と同様。

(イ) 法第 33 条の 2 第 1 項に基づく調査票情報の提供

① 学術研究目的

i) 学術研究の名称

「〇〇に関する研究」など学術研究の名称を記載する。

ii) 学術研究の必要性

学術研究の必要性や意義、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該学術研究に規則第 19 条第 1 項の大学等、公益社団法人又は公益財団法人（以下「大学、公益法人等」という。）による研究助成等が交付・補助されている場合（公益社団法人又は公益財団法人の場合、公益目的事業に限る。）、当該研究助成等の交付決定通知書等の写しを添付する。

iii) 学術研究の内容等

学術研究の具体的な内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）について記載する。

また、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等は、オンサイト利用の場合、主たる様式として差し支えない。なお、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、提供機関等が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

さらに、以下に掲げる利用形態に応じて、それぞれ必要な事項を記載する。

- ・ 大学、公益法人等がこれらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究の場合、その委託又は共同に係る内容
- ・ 大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究の場合、その共同に係る内容
- ・ 実施に要する費用の全部又は一部を大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究の場合、その補助に係る内容
- ・ 規則第 19 条第 1 項第 1 号イ(4)に規定する、行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認めるものの場合、その内容

iv) 学術研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

学術研究の研究スケジュール（当該学術研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）及びオンライン利用を終了する時期（年月日）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要な最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、提供機関等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

v) 成果の公表方法

発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究の成果を公表する方法を記載する。

なお、公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、提供機関及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨記載する。

vi) 個人及び法人の権利利益等の確認

調査票情報を利用して行う統計の作成等が、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないかどうか確認し、そうしたおそれがない旨が明確になるよう記載する。

vii) 適正管理措置の内容

調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容については、規則第42条に規定された主体別適正管理措置（組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他の管理措置）の具体的な内容を記載する。

なお、集計処理等を民間事業者に委託し、その利用又は保管が委託先となる場合も併せて措置の内容を記載する。

viii) 調査票情報の提供方法及び年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、窓口組織等における直接の受取又は郵送による送付のいずれかを記載する。なお、郵送による送付の場合、原則として本人限定受取による書留を用いるものとする。

また、調査票情報の提供希望年月日（オンライン利用の場合、利用開始希望日）を記載する。

ix) 著作権の取扱い

調査票情報を利用して作成した統計等について著作権を主張しな

い旨を記載する。

x) その他必要と認める事項

提供機関等は、必要に応じて、オンサイト利用における分析結果等の提供依頼の分量（予定）等について申出書への記載を求める。

② 高等教育目的

i) 学校及び学部学科の名称

調査票情報を利用する学校（高等教育機関）及び学部学科の名称を記載する。

ii) 授業科目の名称

「〇〇統計演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記載する。

iii) 授業科目の目的及び調査票情報を授業科目で利用する必要性

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など、授業科目全般の目的を記載するとともに、当該授業科目において、調査票情報を利用する必要性について具体的に記載する。

iv) 授業科目の内容等

授業科目の内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等について記載する。

また、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等は、オンサイト利用の場合、主たる様式として差し支えない。なお、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、提供機関等が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

v) 授業科目の実施期間及び調査票情報の利用期間

授業科目の実施期間（曜日、時限等を含む。）及び調査票情報の利用期間（期限）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間とし、原則として1年以内とする。

vi) 実施結果の公表方法

調査票情報を講義等で利用した場合の大学ホームページへの掲載や博士論文等で利用した場合の当該論文の公開など、授業科目において調査票情報を利用した際の実施結果について、その公表方法を記載する。

vii) 個人及び法人の権利利益等の確認その他の事項

上記①のvi) から x) までと同様。

キ オンサイト利用における分析結果等の提供依頼の予定量

オンサイト利用の場合、オンサイト施設内で行った分析結果等を外部に持ち出すに当たっては、統計表や分析結果等について秘匿の措置が行われているか確認する必要があることから、事前に想定される提供依頼を行う分析結果等の分量について記載する。

なお、法第 33 条の 2 第 1 項に基づく調査票情報の提供を行う場合、当該想定量に応じて手数料の積算を行うことが必要である旨留意する。

(4) 本人確認

ア 申出者が個人である場合

提供機関等は、規則第 8 条第 2 項及び第 17 条第 2 項の規定に基づき、申出者及びその代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」（住民基本台帳カードを含む。以下同じ。）、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

また、旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）で申出が行われる場合においては、旧氏が併記された本人確認書類の提示を求めること等により、本人確認を実施する。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

① 電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類（写しも可）を 2 種類以上求め、本人確認を実施する。この場合、規則に規定された本人確認書類を 2 種類そろえることができない場合、住民票の写し（申出日前 6 月以内に作成されたもの）なども認めるものとする。

なお、代理人が電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合も同様とする。

② 窓口組織等に訪問して本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

一方、氏名、生年月日及び住所が記載されているが、顔写真が付いて

いない本人確認書類しかない場合又は顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てを確認する。

なお、必要に応じて、窓口組織等において本人確認書類の複写を行い、申出書の関係書類として取り扱う。

イ 申出者が法人等である場合

提供機関等は、規則第8条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等）の提示又は提出を求めることにより本人確認を実施する。

また、必要に応じて、連絡担当者（窓口組織等に訪問する者を含む。）が当該法人等に所属することを示すものについても提示又は提出を求める。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

ウ 代理人による申出の場合

代理人の本人確認は、申出者と同様に行い、この場合の申出者の本人確認は、電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合に準じるものとする。

また、代理人による申出の場合、代理権を証明する書類の提出を求める。

3 提供機関等における審査

(1) 審査体制

審査は、中央電子計算機を活用して行うものとし、提供機関等における適切な役割分担の下に一元的に実施する。

なお、審査に当たっては、対応の統一性を確保する観点から、別記様式第4号を参考として提供機関等において定める審査票を作成するなどして対応することが望ましい。

(2) 基本的な考え方

調査票情報の提供に当たっては、法第33条第1項又は第33条の2第1項の要件に該当するとともに、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められることが必要である。

また、調査票情報の利用については、次のアからウまでのいずれかであることが必要であり（ただし、ウの利用は法第33条第1項第1号に該当する場合のみ可能）、個々の申出については、次の(3)を参考に事務処理要綱に個別

の審査基準や考え方を定め、当該基準等に基づき審査し、承諾の可否を決定する。

ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。（注4）

また、調査票情報の内容を他の配布前の調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

（注4） 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」そのものは集計の対象とはされないものの、「法人名」によって「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等进行分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析（注5）を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

（注5） 「回帰分析（Regression analysis）」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係进行分析することをいう。また、説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。なお、説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取舍選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関等が実施する「統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計調査その他の統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定する「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意

識調査や世論調査等)についても含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは(例えば、企業名と住所の宛名情報だけの場合)、本目的に含まれる。

なお、「統計調査その他の統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

(3) 個別の審査基準

ア 利用要件の該当確認

① 法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する申出の場合

調査票情報の利用目的が、上記(2)のアからウまでのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が公的機関等の長であることが必要である。

また、当該調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す原則別記様式第 5 号に基づき提供機関等が定める様式による書類が添付(公的機関が申出する場合を除く。)されており、当該利用が個人ではなく当該組織として必要であると認められることが必要である。

なお、当該調査票情報を利用して、公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合、当該調査に係る名簿の作成目的であることを外形的に確認するため、当該調査の概要等が添付されていることが必要である。

② 法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が上記(2)のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、規則第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次の i) 又は ii) の文書が添付されていることが必要である。

i) 規則第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

ii) 規則第 11 条第 1 項第 3 号該当の場合

行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等(推進、調整といった行政上の作用を含むもの)として有用である旨を記載した公文書又は特別

の事由について記載した公文書

③ 法第 33 条の 2 第 1 項に該当する申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が上記(2)の A 又はイのいずれかであるとともに、当該統計の作成等によって個人又は法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことが必要であり、規則第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次の i) 又は ii) のそれぞれの場合に応じて該当する文書が添付されていることが必要である。

i) 規則第 19 条第 1 項第 1 号該当の場合

- ・ 大学、公益法人等が組織又は法人として実施する調査研究（公益社団法人又は公益財団法人の場合、公益目的事業に該当するものに限る。以下同じ。）に係る統計の作成等の場合、当該調査研究において、調査票情報を利用した統計の作成等が必要不可欠であることを示す文書、公益目的事業であることを示す文書及び当該組織若しくは法人又は当該調査研究を行う研究者の研究実績（査読付き論文の実績等。以下同じ。）を示す文書
- ・ 上記調査研究を第三者に委託し、又は第三者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、上記文書に加え、委託契約書、共同研究契約書等これらの事実を示す文書
- ・ 大学等に所属する教員が行う調査研究又は当該教員がこれらの者以外と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該組織の長（学長、学部長等）の承認や倫理委員会の審議を経る等組織としての裏付け、当該教員等の学位や研究実績を示す文書
- ・ 大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等の場合、当該補助の関係を示す文書の写し及び調査研究の概要に関する資料
- ・ 上記のほか、相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等の場合、当該事由を示す文書（例えば、ポストドクター等の研究者や大学院の博士課程の学生が学術研究目的で調査票情報を利用して行う統計の作成等の場合、上記教員に準じた文書等）

ii) 規則第 19 条第 1 項第 2 号該当の場合

高等教育の実施に当たって、調査票情報を利用することが必要不可欠であることを示す文書（高等教育機関の組織として承認されていることが必要）及び当該教育の概要に関する資料（シラバス等）

イ 調査票情報の利用者の範囲

① 法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する申出の場合

法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する申出の場合、申出を行った公的機関等にその利用を認めるものであり、当該公的機関等に所属する個人のための利用を認めるものではないことから、調査票情報の利用者は、職務に関して必要最小限の範囲とすることが必要である。

また、調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類が添付されていることが必要である（公的機関が申出を行う場合を除く。）。

さらに、調査票情報の集計処理等を外部に委託する場合、規則第 42 条第 1 項に規定する受託者における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと、規則第 42 条第 3 項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じられることが必要であり、委託契約書、秘密保護に関する覚書等により確認することが必要である。

② 法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出の場合

法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出の場合、上記①に該当する者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、規則第 11 条に規定する統計の作成等を行う者であるため、申出者は、法人等や個人のいずれにも限定されないこととなる。

このため、法人等が組織として申出を行う場合、当該法人等を申出者として、調査票情報の利用者は、統計の作成等に関して必要最小限の範囲とすることが必要である。

また、研究者等が個人として申出を行う場合、当該個人を申出者とし、複数の個人による申出の場合、その代表者を申出者とする。

なお、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、公的機関等からの委託等又は競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合に限り利用が認められる。

このほか、利用者が規則第 11 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる者（欠格事由）に該当する場合は認められない。

③ 法第 33 条の 2 第 1 項に該当する申出の場合

法第 33 条の 2 第 1 項に該当する申出の場合、規則第 19 条第 1 項の規定に掲げる区分に応じて、次の考え方を参考にして、調査票情報の利用者の範囲について判断することが必要である。

なお、この場合であっても、利用者が規則第 19 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる者（欠格事由）に該当する場合は認められない。

i) 規則第 19 条第 1 項第 1 号該当の場合

- ・ 大学、公益法人等が行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該機関等を申出者として、調査票情報の利用者は、当該機関等に所属する正規の職員であって、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学、公益法人等がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該機関等を申出者として、調査票情報の利用者は、当該機関等に所属する正規の職員、共同研究者又は集計等の委託を受けた者であって、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学等に所属する教員が行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該教員（当該機関に所属する教授、准教授、助教、講師及び助手）を申出者として、調査票情報の利用者は、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等の場合、当該教員を申出者として、調査票情報の利用者は、当該教員及び共同研究者であって、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等の場合、当該補助を受けた者を申出者として、調査票情報の利用者は、当該統計の作成等に関して必要最小限の範囲の者に限定
- ・ 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が特別な事由があると認める統計の作成等の場合、当該事由により統計の作成等を行う者を申出者として、調査票情報の利用者は、当該統計の作成等に関して必要最小限の者に限定

ii) 規則第 19 条第 1 項第 2 号該当の場合

組織としての高等教育機関が申出者である場合、調査票情報の利用者は、当該調査票情報を教育の用に供する当該機関に所属する正規の教員及び当該教員の指導の下、当該機関で教育を受ける学生であることが必要である。

また、高等教育機関に所属する正規の教員が申出者である場合、当該教員が調査票情報を利用した教育を行うことを当該機関が認めたものであることを前提として、調査票情報の利用者は、当該教員及び当該教員の指導の下、当該機関で教育を受ける学生であることが必要である。

ウ 利用する調査票情報の名称及び範囲

利用する調査事項（調査票情報）について、利用目的のほか、集計様式

や分析出力様式等に照らし、不要なものが含まれていないことを客観的・外形的に判断する。また、集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であることが必要である。ただし、オンサイト利用の場合又は地方公共団体が統計を作成する場合は、利用する調査事項が、利用目的、研究計画等から判断して、明らかに不要と判断される場合を除き、柔軟に対応して差し支えないものとする。

なお、調査対象の名称、所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、他の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければならない統計の作成又は統計的研究を行う場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄されるときは提供しても差し支えない。

結果が公表されていない統計調査に係る調査票情報について提供の申出があった場合、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態若しくは経済事情の急激な変動その他の事情が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるとき又は公的機関が事務を処理するに当たって公表期日前に提供することが必要不可欠であると認めるときに限り、提供機関等は、調査票情報を提供することができる。

エ 公表の方法

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して行った調査研究の成果等について、原則としてインターネットの利用その他の適切な方法（学会発表、学術雑誌掲載等を含む。）により自ら公表することが必要であり、公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。

また、当該公表に当たっては、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう申出書に記載した秘匿措置を講ずることが必要であるとともに、例えば、「〇〇省の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など当該調査の所管府省及び特定の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが必要である。

オ 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

申出者の区分に応じて、次の（ア）から（オ）までに掲げる適正管理措置のカテゴリーに掲げられた要件を全て満たすことが必要である。

また、集計処理等について委託を行う場合であって、調査票情報の利用又は保管が委託先で行われる場合についても同様であり、委託契約書等において確認することが必要である。

なお、オンサイト利用の場合、次の適正管理措置のカテゴリーのうち、物理的管理措置及び技術的管理措置については、省略して差し支えない。

(ア) 組織的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること（公的機関等を除く。）

当該基本方針では、調査票情報の適正管理に関する考え方を示すとともに、関係法令や規程等を遵守するなどの内容とすることが必要である。

なお、当該基本方針は、添付書類として提出を求めることを原則とする。

② 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること

調査票情報を取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を配置するとともに、当該情報を取り扱う権限及び責務並びに業務について原則別記様式第6号に基づき提供機関等が定める調査票情報に係る管理簿に記載するなど、その明確化を図ることが必要である。

③ 調査票情報に係る管理簿を整備すること

提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿を整備することが必要である。

④ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能とする。）し、調査票情報を取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策を講ずることが必要である。

なお、当該規程は、添付書類として提出を求めることを原則とする。

⑤ 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと

第三者機関や内部の情報セキュリティ担当部署等調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われることが必要である。

⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制

を整備すること

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、提供機関等への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制を整備することが必要である。

(イ) 人的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 申出者が法人等の場合、調査票情報を取り扱う者が次のいずれにも該当しない者であることを確認すること

- ・ 法若しくは個人情報情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・ 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を取り扱うことが不適切であると提供機関等が認めた者

② 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと

調査票情報の適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう当該情報を取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練を行うことが必要である。

なお、研究倫理に関する教育については、例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構や独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用、研究機関等における研究倫理教育の受講などが想定される。

(ウ) 物理的管理措置

① 調査票情報を取り扱う区域を特定すること及び当該区域への立入りの制限をするための措置（公的機関等以外の者が法第 33 条の 2 の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は、加えて、当該区域の状況の常時監視をするための措置）を講ずること

調査票情報の利用場所については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されるとともに、当該情報の利用時に利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理を行うことが必要である。リモートアクセスの場合も同様の措置が必要である。

② 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること

調査票情報が限定された電磁的記録媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること、また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されること、さらに、利用場所から調査票情報が取り外し可能な外部記録装置等に転送されるなどにより不正に持ち出されないこと等の保安対策を講ずることが必要である。

③ 調査票情報を削除し、又は当該情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと

調査票情報の利用期間終了までに調査票情報及び集計作業等によって生成される中間生成物を削除する場合、専用ツールを用いるなどにより第三者が復元できない手段で行うことが必要である。

また、調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物が記録された機器、電磁的記録媒体等を廃棄する場合も物理的な破壊など当該機器等に記録されている調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物を復元することができない手段で行うことが必要である。

さらに、これらの情報の削除や機器等の廃棄を行った場合には、その記録（削除日又は廃棄日及びその内容）を保存しておくことが必要である。

(エ) 技術的管理措置

① 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること

調査票情報を利用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を図るなど、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないよう制御された情報システムの環境であることが必要である。

② 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること

調査票情報を利用する情報システムにコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策など不正アクセス行為を防止するための措置を講ずることが必要である。

③ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切

な措置を講ずること

外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合（リモートアクセスの場合を除く。）、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に調査票情報及び中間生成物は残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、リモートアクセスの場合には、情報セキュリティ対策の状況が定かではない又は不十分なネットワークを利用しない、通信の暗号化や通信の際のなりすましを防止するための措置など、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

（オ）その他の管理措置

- ① **調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと**

調査票情報の取扱いに関する業務を委託するに当たっては、上記2の(3)のオに掲げるとおり、善良なる管理者の注意義務に関する事項、秘密保持義務に関する事項等を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることが必要である。

- ② **上記①の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと**

申出者と受託者との間において、再委託の禁止（提供機関が業務の再委託を認めた場合を除く。）、定期的な報告、立入検査の実施等をあらかじめ定めるとともに、これを適切かつ的確に実施することが必要である。

- ③ **調査票情報の提供を受けた者が調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）**

過去に調査票情報又は匿名データの提供を受け、当該情報を適正に管理しつつ統計の作成等を行った経験を有する者やこれらの情報以外の個別情報を適正に管理しつつ研究分析等を行った経験を有する者など、過去の取扱実績等に鑑み、提供機関等において適当と判断される者であることが必要である。

- ④ **調査票情報に係る管理簿を整備すること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）**

上記（ア）の③と同様。

- ⑤ **調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受け**

た者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

第三者機関や調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われることが必要である。

⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、提供機関等への報告を迅速かつ適切に行うために、処理の手順をあらかじめ定めることが必要である。

カ 調査票情報の利用期間

研究等の実施期間に照らして、適切な期間であることが必要であり、調査票情報を返却する時期（オンサイト利用又はリモートアクセスの場合、利用を終了する時期）が明確になっていることが必要である。

なお、地方公共団体が統計を作成する場合は、その申出により、提供機関等が定める期間において利用の都度の申出を省略することができるとともに、当該期間の更新を行うことができるものとする。

キ 調査票情報の提供方法

提供機関等が実際に提供可能な電磁的記録媒体や方法であることが必要である。

また、調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、窓口組織等での直接の受取又は郵送による送付のいずれも可能であるが、申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供されることが必要である。

ク オンサイト利用における分析結果等の提供依頼の予定量

オンサイト利用の場合、分析結果等の提供依頼を行う分量（予定）が利用目的や利用期間、提供機関等における体制等を勘案して、対応可能なものであることが必要である。なお、提供機関等において、提供依頼1回当たりの分量に制限等を設けている場合、当該制限との関係にも留意する。

ケ 著作権の取扱い

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して作成した統計等について著作権を主張しないことが必要である。

コ その他必要な事項

上記アからケまでに掲げる事項以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、当該事項に係る審査の基準を満たしていることが必要である。

4 手数料の積算

(1) 基本的な考え方

法第 33 条の 2 第 1 項に基づく調査票情報の提供に当たっては、法第 38 条に基づき、実費を勘案して政令で定める額の手数料の納付を求める必要がある。

また、手数料の額については、令第 12 条第 1 項において、調査票情報の提供に要する時間単価、調査票情報の提供方法の区分に応じた費用及び送付に要する費用が規定されており、提供機関等において、(2) の算定方法を踏まえ、個々の提供申出の内容に応じて適切に見積りを行い、確定した手数料の額及び納付期限を承諾通知書により申出者に通知する。

なお、申出者は、通知された手数料の額を確認した上で、当該内容により調査票情報の提供の実施を求める場合、総務大臣が告示で定める様式による依頼書等を提出する。

(2) 算定方法

個別の申出に係る手数料の算定は、申出書等の審査を行った結果、提供可能と判断される場合に行う。

また、手数料の額については、令第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のアからウまでの費用を全て加えた額とする。

ア 調査票情報の提供に要する時間

調査票情報の提供に必要な事務としては、調査票情報の提供を受けようとする者の申出を処理する事務（申出処理事務）、提供しようとする調査票情報を処理する事務（調査票情報処理事務）、調査票情報を用いて作成される統計等を審査する事務（審査事務）に区分される。

このうち、申出処理事務については、手数料の受領や交付手続等に要する時間として 27 分で積算するものとする。また、調査票情報処理事務については、オンサイト施設を利用する場合の基本環境整備、調査票情報の複写等に要する時間として、個々の申出内容に応じて見積りを行う。

さらに、審査事務については、調査票情報を利用して作成される統計等が個人又は法人等の秘匿が確保されるものかどうか等を審査するものであるが、あらかじめ 1 件当たりの時間を定めることが難しいことから、個々の申出内容に応じて見積りを行う。具体的には、統計表を作成する場合の総セル数、分析結果の回帰モデル数、プログラム・ログ等の持ち出し回数などを勘案して積算を行う。

イ 調査票情報の提供方法の区分に応じた費用

調査票情報の提供を電磁的記録媒体に複写して行う場合、当該媒体の費用が生ずることとなり、必要な量（枚数）に応じてこれを手数料の額として積算する。

ウ 送付に要する費用

調査票情報を複写した電磁的記録媒体の送付を希望する場合、本人限定受取による郵便サービスを前提として、書留等必要な費用を積算する。

5 審査結果の通知

(1) 申出を承諾する場合

提供機関等は、申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、別記様式第 7－1 号を参考として提供機関等が定める様式による承諾通知書により通知する。

また、調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成 31 年総務省告示第 203 号。以下「総務省告示」という。）で定める依頼書（別記様式第 8－1 号及び第 8－2 号）、原則別記様式第 9 号に基づき提供機関等が定める様式による誓約書及び第 10 号を参考として提供機関等が定める様式による利用規約を送付又はこれらの様式を入手することが可能なホームページアドレスを連絡する。

(2) 申出を承諾しない場合

提供機関等は、申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、別記様式第 7－2 号を参考として提供機関等が定める様式による不承諾通知書（調査票情報を提供しない理由を含む。）により通知する。

6 依頼書等の提出及び手数料の納付

(1) 依頼書等の提出

申出が承諾された申出者は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、令第 12 条（法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査票情報の提供の場合）並びに規則第 9 条及び第 18 条に基づき、総務省告示で定める依頼書及び別記様式第 10 号を参考として提供機関等が定める様式の利用規約の内容を利用者全員が遵守する旨を記載した誓約書を提出する。

なお、遵守内容が書類上明確となるよう利用規約及び誓約書は一体として提出する。

(2) 手数料の納付

法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づく申出者は、上記 5 の (1) の承諾通知書により提供機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により

納付期限までに提供機関等に納付する。

なお、手数料の納付方法等については、次の考え方を踏まえ、提供機関等の定めるところによるものとする。

ア 収入印紙による場合

申出者は、通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、提供機関等に提出することにより納付する。

提供機関等は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離や再利用できないよう鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にを行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、毎年度、財務省から各府省に依頼される実績報告において、対象年度の手数料納付額を報告する。

イ 現金による場合

提供機関等は、上記 5 の(1)の承諾通知書による通知に併せて納入告知書等を送付し、申出者は、当該納入告知書等により現金を納付する。

ウ 手数料の返却措置

依頼書の提出及び手数料の納付後、やむを得ない事情により調査票情報の提供が困難となった場合、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関等及び申出者の間で相互に承諾されたときに、次の方法により手数料を返却して差し支えない。なお、提供機関等の関係部署において、事前に必要な手続を確認しておくことが望ましい。

① 収入印紙の場合

- i) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに依頼書を返却する。
- ii) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

第 3 調査票情報の提供

1 調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント等の提供

提供機関等は、依頼書等の受領（法第 33 条の 2 第 1 項の場合、手数料の受領を含む。）後申出書により記載された方法により、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供を行う。また、オンサイト利用又はリモートアクセスの場合利用者 ID やパスワード等の提供を行う。

また、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供方法は、郵送の場合、申出者本人が確実に受け取ることができる郵便サービスを用いるものとする。加えて、電磁的記録媒体による情報の提供やオンサイト施設の利用等に必要な情報の提供に当たっては、情報漏えい防止の観点から、未使用品の使用、暗号化やパスワードの付与など必要な措置を講ずる。

なお、提供機関等は、調査票情報の提供を受ける者に対し、法第 42 条第 1 項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと、法第 43 条の適用を受け守秘義務が課せられること並びに法第 57 条第 1 項第 3 号及び第 59 条第 2 項の罰則の適用があることを必ず伝達する。

加えて、提供機関は、結果が公表されていない統計調査に係る調査票情報を提供する場合、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」（平成 22 年 5 月 12 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえた対応が必要となることに留意する。

2 調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表

提供機関等は、法第 33 条第 2 項（法第 33 条の 2 第 2 項の規定による準用を含む。）、規則第 12 条等の規定に基づき、調査票情報を提供したとき（法第 33 条第 1 項第 1 号による場合を除く。）は、当該調査票情報の提供後 1 月以内に、総務省告示で定める依頼書に記載された次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法（ミクロデータ利用ポータルサイトへの掲載等）により公表する。

(1) 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合、調査票情報の提供を受けた者全員の氏名を、法人等の場合、当該法人等の名称を公表する。

(2) 提供した調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

(3) 調査票情報を提供した年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を窓口組織等で直接受渡しを行った場合は当該受渡日、郵送により送付した場合は当該媒体の受取日をそれぞれ公表する。

また、オンサイト利用又はリモートアクセスの場合、利用者 ID やパスワード等の通知を受けた日を公表する。

(4) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等

調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であつて、提供機関等が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及

び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

(5) 調査票情報の利用目的

調査研究の名称や高等教育の内容など、提供要件の区分に応じてその内容が明らかとなるよう簡潔に整理した利用目的を公表する。

3 オンサイト利用における措置

(1) 利用期間中の安全管理措置

オンサイト利用に当たっては、オンサイト施設の管理者が申出者の入退室管理など必要な措置を講ずる。

また、中央電子計算機及び周辺機器等が設置された施設（以下「中央データ管理施設」という。）の管理者は、オンサイト施設の利用状況を監視し、問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できるものとする。このとき、損害が生じた場合について、申出者及びオンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者に対して補償を求めないものとする。

(2) 外部データ等の持込み対応

申出者及び利用者は、外部データや作成したプログラムを中央電子計算機に持ち込む場合、マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて持ち込むものとする。

当該データ等がマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて持ち込めない場合又は分析ソフトウェアを持ち込む場合には、あらかじめ中央データ管理施設の管理者にその可否について相談する。持込みが可とされた場合、申出者は、当該データ等又は分析ソフトウェアを直接中央データ管理施設の窓口を持参するか、送料を負担の上、中央データ管理施設の管理者に送付する。

なお、中央データ管理施設の管理者は、下記(3)の分析結果等の提供履歴とともに、外部データやプログラムの持込み履歴を保存するものとする。

(3) 分析結果等の確認

申出者は、オンサイト施設内で行った分析結果等を中央電子計算機のサーバ上の領域から外部に持ち出したい場合、別記様式第 11 号を参考にして提供機関等が定めたチェックシートにより、統計表や分析結果等について秘匿の措置が行われているかなどを確認し、必要に応じ当該確認に資する補足説明資料を添えて、中央データ管理施設の管理者に提供依頼書を提出する。

中央データ管理施設の管理者は、チェックシート及び補足説明資料により、申出者が行った秘匿の措置に問題がないか確認し、問題がなければ確認結果を記載したチェックシートを添付するなどした上で分析結果等の提供を行う。

なお、秘匿の措置等に問題があると認められる場合には、必要に応じ提供機関にも確認の上、申出者に修正を求める。

4 リモートアクセスにおける措置

(1) 利用期間中の安全管理措置

中央データ管理施設の管理者は、リモートアクセスの利用状況に関し、問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できるものとする。このとき、損害が生じた場合について、申出者は、中央データ管理施設の管理者に対して補償を求めないものとする。

(2) 外部データ等の持込み対応

申出者及び利用者は、外部データや作成したプログラムを中央電子計算機に持ち込む場合、マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて持ち込むものとする。

当該データ等がマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて持ち込めない場合又は分析ソフトウェアを持ち込む場合には、あらかじめ中央データ管理施設の管理者にその可否について相談する。持込みが可とされた場合、申出者は、当該データ等又は分析ソフトウェアを直接中央データ管理施設の窓口を持参するか、送料を負担の上、中央データ管理施設の管理者に送付する。

なお、中央データ管理施設の管理者は、下記(3)の分析結果等の提供履歴とともに、外部データやプログラムの持込み履歴を保存するものとする。

(3) 分析結果等の持ち出し

申出者及び利用者は、リモートアクセスで行った分析結果等を中央電子計算機のサーバ上の領域から外部に持ち出すことができる。

5 承諾内容に変更が生じる場合の取扱い

(1) 基本原則

提供機関等は、調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨申出者から連絡があった場合、原則として改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件（調査票情報の利用期間を除く。以下同じ。）の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長、分析結果等の提供依頼の分量に係る変更等が生じる場合、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出書の記載事項変更申出書（以下「変更申出書」という。）の提出を求める運用を行う。変更申出書は、原則別記様式第12号に基づき提供機関等が定める様式とする。

なお、申出者の組織名や役職名の変更、公的機関等が申出者である場合における人事異動や体制変更に伴う担当者の追加・変更、地方公共団体が統計を作成する場合の利用期間の更新（提供機関等が定める期間において利用の都度の申出を省略することができるとされている場合に限る。）など、形式的

又は軽微な変更の場合、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、所属等変更届出書等の適切な方法による連絡を行い、提供機関等の確認を得る。所属等変更届出書は、原則別記様式第 13 号に基づき提供機関等が定める様式とする。

(2) 提供要件を引き続き満たす変更の場合

ア 利用者の変更

申出者は、利用者の追加、交代又は除外が生じる場合、変更届出書により変更手続きを行い、提供機関等は、追加等の理由が妥当かどうか上記第 2 の 3 に照らして審査を行い、その結果を上記第 2 の 5 の取扱いに準じて申出者に通知する。

また、上記通知後、変更が認められる場合、依頼書及び誓約書（追加又は交代の者のみ）の提出並びに法第 33 条の 2 の場合における手数料の納付（必要な場合のみ）をもって調査票情報の提供を行う。

イ 調査票情報の追加

申出者は、直接の利用目的に変更はないが、提供を受けていない同一年次の調査票情報や同一調査の年次の追加など、新たな調査票情報の提供を受ける必要が生じた場合、追加が必要な理由、統計表の様式等を記載した変更届出書により変更手続きを行う。

提供機関等は、追加理由等が妥当かどうか上記第 2 の 3 や次の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第 2 の 5 の取扱いに準じて申出者に通知する。

- ・ 調査票情報を追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や提供要件に変更がないこと。

また、上記通知後、追加が認められる場合、依頼書の提出及び法第 33 条の 2 の場合における手数料の納付をもって新たな調査票情報の提供を行う。

ウ 利用期間の延長

申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等を記載した変更届出書により変更手続きを行う。

提供機関等は、延長理由等が妥当かどうか上記第 2 の 3 や次の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第 2 の 5 の取扱いに準じて申出者に通知する。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や提供要件に変更がないこと。
- ・ 延長理由から判断して、延長期間が最低限度に限られていること。

- ・ 提供を承諾してから初回の延長申出であること。

なお、延長が認められる場合、報告書及び調査票情報に係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

エ 分析結果等の提供依頼の分量に係る変更(オンサイト利用の場合に限る。)

申出者は、オンサイト利用において、分析結果等の提供依頼の分量が申出書に記載したものを上回る見込みとなった場合、その分量、内容等を記載した変更申出書により変更手続を行う。

提供機関等は、分析結果等の提供依頼の分量等について、上記第2の3の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第2の5の取扱いに準じて申出者に通知する。

また、上記通知後、分量の追加が認められる場合、依頼書の提出（必要な場合のみ）及び法第33条の2の場合における手数料の納付をもって提供依頼の確認を行うものとする。

オ その他の変更

申出者は、やむを得ない合理的な理由により調査票情報の利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更が生じる場合、変更申出書により変更手続を行う。

提供機関等は、変更の内容及び理由について上記第2の3の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第2の5の取扱いに準じて申出者に通知する。

(3) 提供要件を満たさない変更の場合

記載事項に変更が生じ、提供要件を満たさない変更となった場合(例えば、科学研究費助成事業(科研費)の対象から外れた場合等)、速やかに下記第4の調査票情報の利用後の措置を講ずる。

6 監査

提供機関等は、調査票情報に関する秘密の保護の徹底を図る観点から、必要に応じ、職員の派遣、定期的な利用実績の報告、モニタリング等により調査票情報の利用状況について監査を行う。

また、当該監査に当たっては、規則第42条において、「調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと」と規定されていることを踏まえ、その結果も適宜活用するものとする。

第4 調査票情報の利用後の措置

1 調査票情報の返却等

申出者は、調査票情報の利用期間終了(返却期限)までに、集計等のために

ハードディスク等の記録装置に保存又は紙媒体等に出力した調査票情報及び中間生成物を復元できないように消去する（オンサイト利用又はリモートアクセスの場合を除く。）。

ただし、調査票情報を再度利用することが予定されている場合であって、再度利用の際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由がある場合、文書により提供機関等の了承を得た上で、調査票情報を特定するキーコード（提供機関等が割り振った一連番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして保管することとして差し支えない。

また、申出者は、法第 33 条第 3 項（法第 33 条の 2 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）並びに規則第 14 条及び第 22 条の規定に基づき、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を遅滞なく提供機関等に提出するときは、総務省告示で定める報告書（別記様式第 14 号）及び調査票情報に係る管理簿とともに、提供を受けた媒体等を併せて返却する。この際、提供媒体については、書留（送料は申出者の負担）による送付又は窓口組織等での直接の受渡しのいずれかによる（法第 33 条第 1 項第 1 号の申出についても、上記取扱いに準ずるものとし、報告書については、別記様式第 14 号を活用するなど適宜対応する。）。

なお、調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ提供機関等に提出する。

2 研究成果等の公表

(1) 提供機関等に提出された統計等の公表

提供機関等は、法第 33 条第 4 項（法第 33 条の 2 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）並びに規則第 15 条、第 16 条、第 23 条及び第 24 条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として 3 月以内に、調査票情報を提供した際に公表した事項（上記第 3 の 2 参照）に加え、報告書に記載された次のアからウまでに掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法（マイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載等）により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学术论文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように取り扱う。

ア 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

上記 1 により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイル数が膨大、統計的研究の成果が偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表することとして差し支えない。

イ 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計の作成等に係る地域区分）その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項を公表する。

また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、提供機関等が特に必要と認める事項を公表する。具体的な事項としては、提供を受けた調査票情報による推計手法や分析手法など当該統計の作成等を再現するために必要な情報の提供を求め、これを公表することなどが想定される。

ウ 統計又は統計的研究の成果の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

(2) 申出者における研究成果等の公表

ア 成果の公表

申出者は、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、提供機関の特定の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、提供機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて提供機関等に連絡する。

イ 成果が公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により研究成果を公表することができない場合（法第 33 条第 1 項第 1 号の場合を除く。）、研究等の状況の概要及び公表できない理由を報告書により提供機関等に報告する。

3 調査票情報の不適切利用への対応

(1) 基本的な考え方

調査票情報の提供を受けた者は、法第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項及び第

43 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ適正管理義務、守秘義務及び目的外利用の禁止が課されており、守秘義務については、法第 43 条第 1 項に違反した場合、法第 57 条第 1 項第 3 号又は第 59 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ罰則が適用される。

また、提供機関等は、利用者が調査票情報の提供条件（利用規約）に反する行為を行った場合若しくは反する行為が疑われる場合又は制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為があった場合、事実関係を確認の上、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じ違反行為等の内容に応じて提供の取消しや一定期間の利用停止等の措置を講ずるものとする。

(2) 総務省及びその他提供機関等との連携

提供機関は、利用者が法令違反又はその他の契約違反を行ったと判断した場合、一定期間の利用停止等の措置を講ずることを決定した場合、その他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

総務省は、提供機関から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の提供機関等に対し、当該連絡事項及び利用停止等に関する情報の提供を行い、全ての提供機関等において同様の対応が行われるよう必要な措置を講ずる。

なお、統計センターが調査票情報の提供に関する事務を受託している場合、提供機関を通じて総務省に連絡を行う。

(3) 不適切利用の類型及び取扱い

提供機関等は、次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある利用者の行為に対して、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて、再発防止策や一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行うこと（1 か月以上 9 か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報を紛失すること（1 か月以上 9 か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の内容を漏えいすること（1 か月以上 12 か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1 か月以上 12 か月以内の提供禁止）
- ・ 期限までに調査票情報の返却等を行わないこと（返却等が行われるまで他の調査票情報の提供禁止及び返却等の日以降、返却等の遅延期間に相当する期間の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しないこと（上記期限までに調査票情報の返却等を行わないことと同様）

- ・ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しないこと（上記期限までに調査票情報の返却等を行わないことと同様）
- ・ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止）

(4) 他の調査票情報の二次的利用との連携

法第 34 条第 1 項に基づく委託による統計の作成等及び法第 36 条第 1 項に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている者に対して調査票情報の提供を行わないものとする。

(5) 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関^(注 6)は、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を講ずる。

（注 6） 独立行政法人は、公益通報者保護法第 2 条第 4 項の「行政機関」には含まれない点に留意。

4 総務省及び統計委員会に対する報告

提供機関は、法第 55 条に基づく総務大臣からの求めに応じ、調査票情報の提供状況を取りまとめ、総務省に報告する。

また、総務省は、提供機関から報告を受けた調査票情報の提供状況を毎年度取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。

なお、総務省は、提供機関等と同様に申出者の秘密の保全に留意し、情報の管理を適切に行う。

附 則

- 1 平成31年4月19日付けで改正された本ガイドラインは、平成31年5月1日から施行する。
- 2 「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」（平成28年7月1日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）は、改正された本ガイドラインの施行をもって廃止する。

附 則

令和元年6月27日付けで改正された本ガイドラインは、令和元年7月1日から施行する。

附 則

令和2年12月25日付けで改正された本ガイドラインは、令和3年1月1日から施行する。

附 則

令和4年3月3日付けで改正された本ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和6年1月26日付けで改正された本ガイドラインは、同日から施行する。

附 則

令和6年9月27日付けで改正された本ガイドラインは、令和7年3月31日から施行する。ただし、別紙については、令和6年11月22日から施行する。

附 則

令和6年11月21日付けで改正された本ガイドラインは、令和6年12月2日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙)

別紙 オンサイト利用及びリモートアクセスを始めとする調査票情報の提供に係る事務のデジタル化

(別記様式)

別記様式第1号 調査票情報利用管理リスト【雛形】

別記様式第2号 調査票情報の提供申出書【雛形】

別記様式第3-1号 研究協力者について【雛形】

別記様式第3-2号 契約書類(写し)の代替文書【雛形】

別記様式第4号 調査票情報の提供の申出に係る審査票【雛形】

別記様式第5号 調査票情報の利用について【雛形】

別記様式第6号 調査票情報に係る管理簿

別記様式第7-1号 調査票情報の提供申出に対する承諾通知書【雛形】

別記様式第7-2号 調査票情報の提供申出に対する不承諾通知書【雛形】

別記様式第8-1号及び8-2号 依頼書

別記様式第9号 調査票情報の利用に係る誓約書【雛形】

別記様式第10号 調査票情報の提供に係る利用規約【雛形】

別記様式第11号 オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容【雛形】

別記様式第12号 申出書の記載事項変更申出書【雛形】

別記様式第13号 所属等変更届出書【雛形】

別記様式第14-1号及び14-2号 報告書

オンサイト利用及びリモートアクセスを始めとする 調査票情報の提供に係る事務のデジタル化

1 調査票情報の提供に係る事務のデジタル化の概要

法第 33 条及び第 33 条の 2 の規定に基づく調査票情報の提供については、調査対象の秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼の確保を前提として、証拠に基づく政策立案（EBPM）や学術研究の発展等に資するため、利用者の利便性にも考慮しつつ適切に運用することが必要となっている。

これらを実現するため、中央電子計算機を活用した利用申出受付の一元化を始め、調査票情報の提供に係る主要な事務をシステム化し、利用申出の内容に応じた提供データの作成自動化等を実現するとともに、調査票情報のオンサイト利用に加え、リモートアクセス等を可能とするなど、調査票情報の提供に係る事務のデジタル化を推進するものである。

2 中央データ管理施設

(1) 中央データ管理施設の管理者の設置

調査票情報の提供に係る事務のデジタル化に当たっては、中央電子計算機及び周辺機器等が設置された中央データ管理施設が必要であり、情報セキュリティの確保に万全を期す必要がある。また、利用者の利便性、提供機関の事務負担の軽減等を図る観点から、調査票情報の利用の申出・審査等は、中央データ管理施設の管理者が運用する中央電子計算機を活用して一元的に実施することが効率的である。このため、中央データ管理施設の管理者は、政府共通の基盤として、調査票情報等の提供及び活用に関して中核的な役割を担う統計センターが担うものとし、提供機関からの委託を受けて調査票情報の提供に係る事務を行う。

また、統計センターを所管する総務省は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 9 第 1 項の規定に基づき、統計センターが達成すべき業務運営に関する目標にオンサイト利用を位置付けるなど必要な措置を講ずる。

なお、提供機関は、当該機関内における対応の統一化及び運用体制の明確化を図るため、申出者や中央データ管理施設の管理者に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす窓口組織を指定する等の運用を行う。

(2) 中央データ管理施設の管理者の業務

提供機関は、調査票情報の提供に係る下記の事務について、別紙様式第 1 号を参考に中央データ管理施設の管理者である統計センターに委託する。

また、当該委託に当たっては、複数の統計調査をまとめて行うものとするが、利用に供する統計調査や対象年次ごとに窓口組織や担当部課などの連絡先を

別に定める。

なお、中央データ管理施設の管理者は、事務の円滑な実施に必要な範囲において、あらかじめ提供機関の承諾の下、第三者に事務の一部を委託することができるものとする。

- ① 中央電子計算機に登録された調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの複製の保管・管理に関する事務
- ② 中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置、利用システム及び分析ソフトウェアその他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- ③ オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- ④ 中央電子計算機を活用した申出に係る情報の複製の保管・管理に関する事務
- ⑤ 次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントのオンサイト利用に関する事務
 - ・ 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
 - ・ 申出者からの提供依頼の受付、審査等に関する事務
 - ・ 審査結果の申出者への連絡に関する事務
 - ・ 法第 38 条に基づく手数料の納付に関する事務
 - ・ 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
 - ・ 分析結果等の提供に当たっての内容の確認に関する事務
 - ・ ネットワークカメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- ⑥ ⑤のほか、法第 33 条第 1 項の規定に基づき行う調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関し、次に掲げる事務その他の事務の中央電子計算機を活用した実施に係る事務
 - ・ 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
 - ・ 申出者からの提供依頼の受付、審査等に関する事務
 - ・ 審査結果の申出者への連絡に関する事務
 - ・ 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
- ⑦ 次に掲げる事務その他の申出者に係る情報セキュリティの確保に関する事務
 - ・ 中央電子計算機等の使用許可に関する事務
 - ・ オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
 - ・ 利用状況の確認に関する事務
- ⑧ 次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係る情報セキュリティの確保に関する事務
 - ・ 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
 - ・ オンサイト施設の定期検査に関する事務
 - ・ オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
 - ・ オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務

務

- ⑨ 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務

- ⑩ ①から⑨までの事務に付帯する事務

3 オンサイト施設

(1) オンサイト施設基準

中央データ管理施設の管理者は、提供機関の承諾の下、オンサイト施設の情報セキュリティに係る認証及びオンサイト施設の管理者の登録に関する基準として「オンサイト施設基準」を定める。

また、オンサイト施設の管理者は、所属する組織が定めるセキュリティ・ポリシー等にも留意しつつ、オンサイト施設基準を満たす施設を設置するものとする。

(2) オンサイト施設管理者の登録等

中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設基準に基づき、オンサイト予定施設の内容や施設管理の責任体制など、情報セキュリティに係る認証を行った上でオンサイト施設の管理者を登録するものとする。

また、当該登録に当たっては、中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者との間で次に掲げる事項について別紙様式第2号を参考に「オンサイト施設運用要綱」として取り決める。

なお、中央データ管理施設の管理者は、複数の提供機関から委託を受けた場合や共管統計調査を含め複数の統計調査の調査票情報を扱う場合も併せて一つの要綱を定めればよいものとし、当該要綱を定めた場合は、速やかに行政機関又は指定独立行政法人等に対し報告するものとする。

- ① オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、学術情報ネットワーク（SINET）等を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンククライアント方式により、調査票情報等を当該施設における利用に供すること。
- ② オンサイト施設の管理者は、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。また、中央データ管理施設の管理者からオンサイト施設の認証を受けること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。
- ③ オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。
- ④ ②及び③のほか、オンサイト施設の管理者は、情報セキュリティの確保の観点から、中央データ管理施設の管理者との協議の上、申出者に対するオンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。
- ⑤ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設について、ネットワーク

カメラ等を用いた監視のほか、情報セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際など適時に、中央データ管理施設の管理者がその他情報セキュリティの確保のための措置を講じること。

- ⑥ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設から、中央データ管理施設の管理者が保有する中央電子計算機等へのアクセスを許可すること。
- ⑦ 次に掲げる事項を含む中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者等との間の費用の分担に関する事項。なお、オンサイト施設の管理者が負担すべき費用について、申出者から一定の負担を求める場合は、中央データ管理施設の管理者の承諾を得ること。
 - ・ オンサイト施設の設備や、施設に付帯する情報管理のための装置等（パーソナルコンピュータ、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク）は、原則としてオンサイト施設の管理者が保有し、これらに要する費用（電気代、通信代を含む。）を負担すること。
 - ・ オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者に対して、回線維持に要する費用その他必要な費用を支払うこと。
- ⑧ オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設内で調査票情報の漏えいなど情報・システム管理に係る事故があった場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該事故の責任が、申出者又は中央データ管理施設の管理者が負うものではない場合はその責任を負うこと。

なお、オンサイト施設の管理者は、調査票情報に直接アクセスするものではないことから、調査票情報の利用者には該当しない。また、調査票情報の保管や提供を行うものにも該当しないことから、中央データ管理施設の管理者との間で互いの施設の利用等を許可する関係となる。

4 その他

中央データ管理施設の管理者は、申出者やオンサイト施設の管理者が必要な分析ソフトウェアについて、当該ソフトウェアの提供を行う者との間で、要件など利用許諾等必要な事項を定めることができる。この場合において、申出者やオンサイト施設の管理者に対して、協力を求めることができる。

また、中央データ管理施設の管理者は、提供機関の承諾の下、申出者の利用の便宜を図るため、調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの加工・作成（例えば、ファイル形式の変換や項目名の調査票情報への付与など）を行うことができる。

別紙様式第 1 号

〇〇〇〇は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 37 条の規定に基づく法第 33 条の 2 第 1 項に規定する調査票情報の提供に係る事務の全部並びに法第 32 条及び第 33 条第 1 項の規定に基づき行う中央電子計算機を活用した調査票情報の利用及び提供に係る事務について、次に定める「中央データ管理施設要綱」により、中央データ管理施設の管理者である独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）に委託するものとする。

中央データ管理施設要綱

（目的）

第一条 本要綱は、法第 32 条、第 33 条第 1 項及び第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査票情報の利用及び提供に関する運用の円滑化を図るため、センターが行う事務を定め、中央電子計算機を活用して安全かつ円滑に統計調査の調査票情報を提供することを目的とする。

（定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成 20 年 12 月 24 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

（事務）

第三条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- 一 中央電子計算機に登録された調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの複製の保管・管理に関する事務
- 二 中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置その他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- 三 オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- 四 中央電子計算機を活用した申出に係る情報の複製の保管・管理に関する事務
- 五 次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントのオンサイト利用に関する事務
 - （一） 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
 - （二） 申出者からの提供依頼の受付、審査等に関する事務
 - （三） 審査結果の申出者への連絡に関する事務
 - （四） 法第 38 条に基づく手数料の納付に関する事務
 - （五） 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
 - （六） 分析結果等の提供に当たっての内容の確認に関する事務
 - （七） ネットワークカメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- 六 五のほか、法第 33 条第 1 項の規定に基づき行う調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関し、次に掲げる事務その他の事務の中央電子計算機を活用した実施に係る事務

- (一) 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
- (二) 申出者からの提供依頼の受付、審査等に関する事務
- (三) 審査結果の申出者への連絡に関する事務
- (四) 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務

七 次に掲げる事務その他の申出者に係る情報セキュリティの確保に関する事務

- (一) 中央電子計算機等の使用許可に関する事務
 - (二) オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
 - (三) 利用状況の確認に関する事務
- 八 次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係る情報セキュリティの確保に関する事務
- (一) 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
 - (二) オンサイト施設の定期検査に関する事務
 - (三) オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
 - (四) オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務

九 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務

十 業務状況の報告に関する事務

十一 第一号から前号までの事務に付帯する事務

2 センターは、前項に掲げられる事務のほか、〇〇と協議の上、関係する事務を行うことができる。

(秘密の保護等)

第四条 センターは、前条に定める事務を行う際には、情報セキュリティの確保に万全を期し、秘密の保護を確保しなければならない。

(事故の報告及び責任)

第五条 センターは、オンサイト施設においてセキュリティに関する事故があった場合は速やかに報告するとともに、当該事故の責任が、オンサイト施設の管理者又は申出者が負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

(対象となる統計調査等)

第六条 〇〇は、調査票情報の提供等の対象となる統計調査、その対象年次及び調査実施者側の窓口（以下「統計調査等」という。）に関する一覧表をセンターに示すものとする。

2 前項の規定は、統計調査等に変更がある場合も同様とする。

3 センターは、統計調査の調査票情報以外のデータについても保管・管理を行うことができる。この場合において、本要綱を準用する。

(センターからの委託)

第七条 センターは、第三条に定める事務を行う場合に、当該事務を円滑に行うために必要な範囲において、あらかじめ〇〇の承諾を得て、第三者に委託して事務を行うことができる。

(要綱の有効期限等)

第八条 本要綱の有効期間は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、〇〇又はセンターのいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。

(費用の負担)

第九条 本要綱に基づきセンターが行う事務に要する費用については、別に定める。

(オンサイト利用に係る運用要領)

第十条 本要綱に基づく事務の詳細は、協議の上、運用要領を定めることができる。

オンサイト施設運用要綱

中央データ管理施設の管理者たる独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）とオンサイト施設の管理者たる〇〇は、オンサイト利用による統計調査の調査票情報の提供について、「中央データ管理施設要綱」に基づき、次のとおり、オンサイト施設運用要綱（以下「本要綱」という。）を定める。

（目的）

第一条 本要綱は、統計法（平成19年法律第53号）第32条、第33条及び第33条の2の規定に基づく調査票情報の利用及び提供について、オンサイト施設を利用した場合の運用を円滑に行うため、センターとオンサイト施設の管理者に関する権利及び義務の内容を定め、安全かつ円滑に調査票情報をオンサイト施設で利用に供することを目的とする。

（定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

（オンサイト施設の認証）

第三条 オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設の運用を開始するに当たり、事前にオンサイト施設の管理体制、施設概要及びレイアウト並びに設置機器の仕様について、センターの認証を受けるものとする。

（オンサイト施設の管理者の義務）

第四条 オンサイト施設の管理者は、次に掲げる事項について義務を負う。

- 一 オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、学術情報ネットワーク（SINET）等を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンクライアント方式により、調査票情報等を当該施設における利用に供すること。
- 二 オンサイト施設について、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。
- 三 オンサイト施設の利用は、調査票情報の利用又は提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。
- 四 上記二及び三のほか、オンサイト施設の管理者は、情報セキュリティの確保の観点から、センターとの協議の上、申出者に対するオンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。

（センターの事務）

第五条 センターは、次に掲げる事務その他「中央データ管理施設要綱」に定められた事務を

行うものとする。

- 一 オンサイト施設について、ネットワークカメラ等を用いた監視のほか、情報セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際など適時に、情報セキュリティの確保のための措置を行うこと。
- 二 オンサイト施設から、センターが保有する中央電子計算機等へのアクセスを許可すること。

（費用の負担）

第六条 オンサイト施設の管理者は、以下に掲げる事項の費用を負担するものとする。

- 一 オンサイト施設の設備及び当該設備に付帯する情報管理のための装置（パーソナルコンピュータ、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク）の保有及び運用に関する費用
 - 二 回線維持に要する費用その他接続に要する費用とセンターが認める費用
- 2 前項の規定にかかわらず、オンサイト施設の管理者が負担すべき費用は、オンサイト施設の管理者は申出者から徴収して支払うことができる。この場合において、あらかじめ、オンサイト施設の管理者はセンターの承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定は、本要綱が終了した場合も、その時点で履行されていない場合は、センター及びオンサイト施設の管理者はこれを履行しなければならない。

（事故の報告及び責任）

第七条 オンサイト施設の管理者は、オンサイト利用に関し障害等が生じた場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該障害等の責任が、申出者又はセンターが負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

（要綱の有効期限等）

- 第八条 本要綱の有効期間は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター又はオンサイト施設の管理者のいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。
- 3 第一項及び第二項の規定にかかわらず、オンサイト施設の管理者が、本要綱の規定に違反した場合は、センターは、本要綱を終了できるものとする。

（オンサイト施設運用要領）

第九条 オンサイト施設の管理者が必要と認める場合は、センターと協議の上、オンサイト施設運用要領を定めることができるものとする。

〇〇省調査票情報利用管理リスト

調査名	年次・月次等	調査票情報 の形式	ドキュメント			提供の可否	オンサイト 利用の可否	担当課室 ・係名	連絡先
			データ レイアウト	コード表 (符号表)	その他 (具体的に)				
〇〇〇〇統計調査	平成 17 年 1 月～ 31 年 3 月	CSV	○	○	データチェック 要領、調査概要	可	可	〇〇局〇〇課 〇〇係	03-XXXX-XXXX aaaa@soumu. go. jp
〃	平成 3 年 1 月～ 16 年 12 月	テキスト	—	—	—	可	否	〃	〃
□□統計調査(甲)	平成 21 年、26 年、 31 年	CSV	○	○	調査概要	可	可	□□局□□課 □□室□□係	03-YYYY-YYYY bbbb@soumu. go. jp
□□統計調査(乙)	〃	CSV	○	○	調査概要	可	可	〃	〃

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

(行政機関の長等) 殿

申 出 者

調査票情報の提供について（申出）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条（又は第 33 条の
2）第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり調査票情報の提供の申出を行います。

別記様式第2号別紙（第33条第1項第1号関係）

当該公的機関 当該法人等の名称				
所在地 住所		〒		
公的機関 の場合	担当部局又は 機関の名称			
法人等の 場合	代表者又は 管理人の職名			
	フリガナ			
	代表者又は 管理人の氏名			
連絡 先	担当者の所属、職名			
	フリガナ			
	担当者の氏名			
	電話番号		e-mail	

※代理人に委任する場合は、本欄に記載してください。

代 理 人	職業、所属、職名			
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		e-mail	

1 統計調査の名称、年次等

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

2 調査票情報の利用目的等

(1) 利用の区分

利用形態の区分（※該当する項目の□をチェックしてください。）

- ☐ 調査票情報を利用して行う統計の作成
- ☐ 調査票情報を利用して行う統計的研究
- ☐ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
（下記について、該当する場合チェックしてください。）
- ☐ 調査票情報の利用に係る業務の一部を委託又は共同して研究を実施

(2) 利用目的

ア 利用目的

イ① 調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容（上記（１）「利用の区分」が統計の作成又は統計的研究の場合）

- ☐ 他の調査票情報等の利用がある（※該当する場合□にチェックしてください。）

情報の名称：_____

イ② 調査票情報を利用して作成する調査対象名簿に係る統計調査その他の統計を作成するための調査の概要（上記（１）「利用の区分」が名簿の作成の場合）

（※該当する場合□にチェックしてください。）

- ☐ 上記調査は、本申出の公的機関等が調査主体として行う調査である
- ☐ 他の調査票情報等の利用がある

情報の名称：_____

ウ 調査票情報の利用期間

調査票情報の利用期間：

(業務を委託等する者が利用する場合、以下を追記ください。)

委託を受けた者の調査票情報の利用期間：

(3) 成果の公表の有無及び公表方法(上記(1)「利用の区分」が統計の作成又は統計的研究の場合)(※該当する項目の□をチェックしてください。)

☐ **公表**

ア 公表方法(※予定している全ての□をチェックし、名称、時期等を記載してください。)

方法	名称、掲載サイト名等	時期
☐ 論文		年 月
☐ 報告書・書籍		年 月
☐ 学会、研究会等で発表		年 月
☐ 学会誌等に掲載		年 月
☐ その他		年 月

イ 成果の秘匿処理

- ☐ 公表に当たっては、少数の調査客体から算出された数値を秘匿するなど、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう秘匿措置を講ずる。

ウ 公表物への注記

- ☐ 提供機関及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨明記する。

☐ **非公表**

(理由)

- ☐ ただし、公表する必要が発生した場合は、事前に提供機関に相談し、公表の可否の判断を受けるものとする。(必須)

(4) 作成した名簿を用いて実施する統計調査その他の統計を作成するための調査の結果の公表の有無及び公表方法(上記(1)「利用の区分」が名簿の作成の場合)(※該当する項目の□をチェックし、内容を記載してください。)

☐ **公表** (調査結果の公表方法及び予定時期を記載してください。)

☐ **非公表** (理由を記載してください。)

3 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

(1) 利用場所（複数ある場合は全て）

名称：_____

住所：_____

(2) 適正管理措置の内容（※該当する項目の□をチェックしてください。）

ア 組織的管理措置の内容（全て必須）

- ☐ 調査票情報の適正管理に係る基本方針等を制定（公的機関等を除く。）
適正管理に関する基本方針（必須）：_____
- ☐ 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確化
- ☐ 調査票情報に係る管理簿を整備
- ☐ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を実施
- ☐ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
- ☐ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備

イ 人的管理措置の内容（必須）

- ☐ 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を実施
研修等の名称（必須）：_____

ウ 物理的管理措置の内容（オンサイト利用の場合を除く。）

- ① 利用場所（全て必須）
 - ☐ 施錠可能
 - ☐ 利用者の制限、入退室管理の実施
- ② 利用する電子計算機等及び保存媒体の管理（盗難防止等）（全て必須）
 - ☐ 利用する電子計算機等はワイヤー等で固定又は未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管
 - ☐ 提供を受ける調査票情報、利用している調査票情報の複製及び作成した中間生成物が記録された電磁的記録媒体は、未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管（リモートアクセスの場合を除く。）
- ③ 利用期間終了時の措置（全て必須。リモートアクセスの場合を除く。）
 - ☐ 複製した調査票情報及び中間生成物並びにこれらの情報が記録された機器等は復元不可能な方法で削除又は廃棄する。また出力した紙媒体は裁断する。
 - ☐ 調査票情報が記録された提供媒体は利用期間終了までに返却（提供媒体がある場合のみ）

エ 技術的管理措置の内容（オンサイト利用の場合を除く。）

- ① 利用者の本人認証（一つ以上必須）
 - ☐ パスワード認証
 - ☐ 生体認証（指紋、音声、顔画像等）

☐ 物理的認証（U S Bキー、I Cカード等） ☐ その他（_____）

② 利用者以外の者による不正操作、情報漏えい防止対策（一つ以上必須）

☐ 離席時の自動スクリーンロック（必須） ☐ のぞき見防止対策
☐ P Cローカルドライブの非共有ドライブ化 ☐ その他（_____）

③ ウイルス等感染及び情報流出対策（一つ以上必須）

☐ アンチウイルスソフトの導入
☐ 外部から持ち込む記憶媒体に対し、別の専用端末によるウイルスチェック実施
☐ その他（_____）

④ 調査票情報の漏えい防止対策

☐ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、調査票情報に係る管理簿に記載の利用者以外の者によるアクセスを制限（必須）

（リモートアクセスの場合全て必須）

☐ 情報セキュリティ対策の状況が不明又は不十分なネットワークを利用しない（公衆無線L A Nは使用しない。）。
☐ P Cのオペレーティングシステム及びブラウザを最新化するなど、リモートアクセス環境への接続（通信を暗号化して利用することを含む。）に当たって求められる利用要件に従う。
☐ リモートアクセス環境へのログイン時に求められる本人確認の方法に従う。
☐ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、外部への持ち出し（画面の撮影、録画等による持ち出しを含む。）は行わない。

（以下のうち一つ以上必須。リモートアクセスの場合を除く。）

☐ 外部ネットワーク接続のない環境で使用

- ・ 完全なスタンドアローンP Cを使用（無線アクセスポイントも非設定）
- ・ 外部ネットワークとの接続がない内部ネットワークでのみ使用（（1）に記載した利用場所内の室内にのみ設置された機器で構成される閉鎖環境のネットワーク）

☐ 調査票情報利用時には外部ネットワークから遮断して使用

- ・ 有線L A Nケーブルを取り外す又は無線L A N接続をオフにする
- ・ 外部ネットワークへの再接続時には、あらかじめ調査票情報及び中間生成物はU S Bメモリ等の外部記憶媒体に移動させてP Cから取り外す

☐ 高度にセキュリティ管理されたネットワーク内で利用（行政機関又は地方公共団体のみ）

☐ その他（_____）

オ その他の管理措置の内容

・ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合（全て必須）

☐ 法令遵守、調査票情報の適正管理、秘密保持等に関する事項が規定された契約を締結
☐ 委託を受けた者による調査票情報の適正管理措置の内容を確認
☐ 委託を受けた者に対する定期的な報告の求め、立入検査の実施等により、必要かつ適切な監督を実施

4 調査票情報の利用者の範囲

※1 別添の調査票情報に係る管理簿に調査票情報を取り扱う者全員（委託等する場合の連絡先及び取扱者を含む。）の所属、氏名、職名等を記載してください。

※2 ☐ をチェックしてください。

☐ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合、利用者に含まれる調査票情報を取り扱う者は、以下のいずれにも該当しないことを確認（必須）

- 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ・統計法（平成19年法律第53号）
 - ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 法人等であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者

5 調査票情報の提供を受ける方法及び時期

※ 希望する項目の☐ をチェックしてください。

（1）提供方法

☐ オンサイト利用 ☐ リモートアクセス ☐ 光ディスク ☐ その他（ ）

（光ディスク又はその他を選択した場合、以下の該当する項目をチェックしてください。）

- ☐ 郵送（送付先住所：〒 ）
- ☐ 直接受取
- ☐ その他（ ）

（2）提供希望時期（利用開始希望時期）

☐ 提供準備ができ次第 ☐ その他（ ）

6 著作権の取扱い

※ ☐ をチェックしてください。

☐ 本申出に基づき提供を受けた調査票情報を利用して作成した集計結果等について申出者名義人及び調査票情報に係る管理簿に記載の利用者は、著作権を主張しない。（必須）

7 その他特記事項

--

【申出者が法人等の場合】

当該法人等の名称			
住所		〒	
代表者又は管理人の職名			
フリガナ			
代表者又は管理人の氏名			
連絡先	担当者の所属、職名		
	フリガナ		
	担当者の氏名		
	電話番号		e-mail

【申出者が個人の場合】

職業、所属、職名			
フリガナ		生年月日	
氏名			
住所		〒	
電話番号			e-mail

※代理人に委任する場合は、本欄に記載してください。

代理人	職業、所属、職名			
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		e-mail	

1 統計調査の名称、年次等

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

2 調査票情報の利用目的等

(1) 利用の区分	
ア	利用形態の区分 （※該当する項目の□をチェックしてください。） ☐ 調査票情報を利用して行う統計の作成 ☐ 調査票情報を利用して行う統計的研究 （下記に該当する場合、チェックしてください。） ☐ 調査票情報の利用に係る業務の一部を委託又は共同して研究を実施
イ	利用の区分 （※該当する項目のいずれかの□をチェックし、内容を記載してください。） ☐ 規則第11条第1項第1号（公的機関等からの委託による調査研究又は公的機関等と共同して行う調査研究に係る統計の作成等）の場合 （委託又は共同して行うことに係る内容） ☐ 規則第11条第1項第2号（公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等）の場合 （補助に係る内容） ☐ 規則第11条第1項第3号（行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等）の場合（回答後、（2）ウ②へ） （政策の企画等に有用である旨及びその内容又は特別な事由がある旨及びその内容）
(2) 利用目的	
ア	利用目的 （ア） 調査研究の名称

	(イ) 調査研究の必要性		
	イ 調査研究の内容、調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容 ☐ 他の調査票情報等の利用がある（※該当する場合□にチェックしてください。） 情報の名称：_____		
	ウ 調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間 ① 調査研究の実施期間： ② 調査票情報の利用期間： ③ 成果報告までの調査票情報の利用スケジュール（別紙可）：		
	(3) 成果の公表の有無及び公表方法（※該当する項目の□をチェックしてください。）		
	☐ 公表		
	ア 公表方法（※予定している全ての□をチェックし、名称、時期等を記載してください。）		
	方法	名称等	時期
	☐ 論文		年 月
	☐ 報告書・書籍		年 月
	☐ 学会、研究会等で発表		年 月
	☐ 学会誌等に掲載		年 月
	☐ その他		年 月
	イ 成果の秘匿処理 ☐ 公表に当たっては、少数の調査客体から算出された数値を秘匿するなど、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう秘匿措置を講ずる。		

ウ 公表物への注記

- ☐ 提供機関及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨明記する。

☐ **非公表**

(理由)

- ☐ ただし、公表する必要が発生した場合は、事前に提供機関に相談し、公表の可否の判断を受けるものとする。(必須)

3 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

(1) 利用場所（複数ある場合は全て）

名称：_____

住所：_____

(2) 適正管理措置の内容（※該当する項目の□をチェックしてください。）

ア 組織的管理措置の内容（法人等の場合に限る。全て必須）

- ☐ 調査票情報の適正管理に係る基本方針等を制定
適正管理に関する基本方針（必須）：_____
- ☐ 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確化
- ☐ 調査票情報に係る管理簿を整備
- ☐ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を実施
- ☐ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
- ☐ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備

イ 人的管理措置の内容（法人等の場合に限る。必須）

- ☐ 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を実施
研修等の名称（必須）：_____

ウ 物理的管理措置の内容（オンサイト利用の場合を除く。）

- ① 利用場所（全て必須）
 - ☐ 施錠可能
 - ☐ 利用者の制限、入退室管理の実施
- ② 利用する電子計算機等及び保存媒体の管理（盗難防止等）（全て必須）
 - ☐ 利用する電子計算機等はワイヤー等で固定又は未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管
 - ☐ 提供を受ける調査票情報、利用している調査票情報の複製及び作成した中間生成物が記録された電磁的記録媒体は、未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管（リモートアクセスの場合を除く。）
- ③ 利用期間終了時の措置（全て必須。リモートアクセスの場合を除く。）
 - ☐ 複製した調査票情報及び中間生成物並びにこれらの情報が記録された機器等は復元不可能な方法で削除又は廃棄する。また出力した紙媒体は裁断する。
 - ☐ 調査票情報が記録された提供媒体は利用期間終了までに返却（提供媒体がある場合のみ）

エ 技術的管理措置の内容

- ① 利用者の本人認証（一つ以上必須）
 - ☐ パスワード認証
 - ☐ 生体認証（指紋、音声、顔画像等）
 - ☐ 物理的認証（USBキー、ICカード等）
 - ☐ その他（_____）

② 利用者以外の者による不正操作、情報漏えい防止対策（一つ以上必須）

- ☐ 離席時の自動スクリーンロック（必須） ☐ のぞき見防止対策の実施
☐ P Cローカルドライブの非共有ドライブ化 ☐ その他（_____）

③ ウイルス等感染及び情報流出対策（一つ以上必須）

- ☐ アンチウイルスソフトの導入
☐ 外部から持ち込む記憶媒体に対し、別の専用端末によるウイルスチェック実施
☐ その他（_____）

④ 調査票情報の漏えい防止対策

- ☐ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、調査票情報に係る管理簿に記載の利用者以外の者によるアクセスを制限（必須）

（リモートアクセスの場合全て必須）

- ☐ 情報セキュリティ対策の状況が不明又は不十分なネットワークを利用しない（公衆無線LANは利用しない。）。
☐ P Cのオペレーティングシステム及びブラウザを最新化するなど、リモートアクセス環境への接続（通信を暗号化して利用することを含む。）に当たって求められる利用要件に従う。
☐ リモートアクセス環境へのログイン時に求められる本人確認の方法に従う。
☐ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、外部への持ち出し（画面の撮影、録画等による持ち出しを含む。）は行わない。

（リモートアクセス以外の場合以下のうち一つ以上必須）

- ☐ 外部ネットワーク接続のない環境で使用
- ・ 完全なスタンドアローンP Cを使用（無線アクセスポイントも非設定）
 - ・ 外部ネットワークとの接続がない内部ネットワークでのみ使用（（1）に記載した利用場所内の室内にのみ設置された機器で構成される閉鎖環境のネットワーク）
- ☐ 調査票情報利用時には外部ネットワークから遮断して使用
- ・ 有線LANケーブルを取り外す又は無線LAN接続をオフにする。
 - ・ 外部ネットワークへの再接続時には、あらかじめ調査票情報及び中間生成物はU S Bメモリ等の外部記憶媒体に移動させてP Cから取り外す。
- ☐ その他（_____）

オ その他の管理措置の内容

① 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合（全て必須）

- ☐ 法令遵守、調査票情報の適正管理、秘密保持等に関する事項が規定された契約を締結
☐ 委託を受けた者による調査票情報の適正管理措置の内容を確認
☐ 委託を受けた者に対する定期的な報告の求め、立入検査の実施等により、必要かつ適切な監督を実施

② 調査票情報の取扱実績等（個人の場合に限る。）

（以下のうち一つ以上必須）

- ☐ 利用者の中に過去に調査票情報又は匿名データの取扱実績あり
☐ 利用者の中に過去に上記以外の個別情報（個人情報や企業情報などの個票データ）の取扱実績があるなど適正管理の経験又は能力あり

(以下は全て必須)

- ☐ 調査票情報に係る管理簿を整備
- ☐ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
- ☐ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理手順を整備

4 調査票情報の利用者の範囲

※1 別添の調査票情報に係る管理簿に調査票情報を取り扱う者全員（委託等する場合の連絡先及び取扱者を含む。）の所属、氏名、職名等を記載してください。

※2 ☐ をチェックしてください。

☐ 調査票情報に係る管理簿に記載の調査票情報を取り扱う者（業務を委託する場合を含む。）が以下のいずれにも該当しないことを確認（必須）

- 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ・統計法（平成19年法律第53号）
 - ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 法人等であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者

5 調査票情報の提供を受ける方法及び時期

※ 希望する項目の☐ をチェックしてください。

(1) 提供方法

- ☐ オンサイト利用 ☐ リモートアクセス ☐ 光ディスク ☐ その他（ ）

(光ディスク又はその他を選択した場合、以下の該当する項目をチェックしてください。)

- ☐ 郵送（送付先住所：〒 ）
- ☐ 直接受取
- ☐ その他（ ）

(2) 提供希望時期（利用開始希望時期）

- ☐ 提供準備ができ次第 ☐ その他（ ）

6 著作権の取扱い

※ □をチェックしてください。

- ☐ 本申出に基づき提供を受けた調査票情報を利用して作成した集計結果等について申出者名義人及び調査票情報に係る管理簿に記載の利用者は、著作権を主張しない。（必須）

7 その他特記事項

【申出者が法人等の場合】

当該法人等の名称			
住所		〒	
代表者又は管理人の職名			
フリガナ			
代表者又は管理人の氏名			
連絡先	担当者の所属、職名		
	フリガナ		
	担当者の氏名		
	電話番号		e-mail

【申出者が個人の場合】

職業、所属、職名			
フリガナ		生年月日	
氏名			
住所		〒	
電話番号			e-mail

※代理人に委任する場合は、本欄に記載してください。

代理人	職業、所属、職名			
	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		e-mail	

1 統計調査の名称、年次等

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

(1) 統計調査の名称	
(2) 年次	
(3) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項	
① 地域	
② 属性的範囲	
③ その他	
(4) 利用する調査票情報・ 調査事項の名称	

2 調査票情報の利用目的等

(1) 利用の区分

ア 利用形態の区分（※該当する項目の□をチェックしてください。）

☐ 学術研究

☐ 大学、公益法人等が行う調査研究又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

☐ 大学等に所属する教員が行う調査研究又は当該教員がこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

☐ 大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

☐ 行政機関の長等が相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等

☐ 高等教育（学部及び学部学科の名称：_____）

（下記について、該当する場合チェックしてください。）

☐ 調査票情報の利用に係る業務の一部を委託又は共同して研究を実施

(2) 利用目的

（学術研究の場合）

ア 学術研究の名称

イ 学術研究の必要性

ウ 学術研究の内容、調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容

☐ 他の調査票情報等の利用がある（※該当する場合□にチェックしてください。）

情報の名称：_____

エ 学術研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

① 学術研究の実施期間：

② 調査票情報の利用期間：

③ 成果報告までの調査票情報の利用スケジュール（別紙可）：

オ 委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行うことに係る内容
カ 費用の全部又は一部を大学、公益法人等が公募の方法により補助する調査研究の場合、補助に係る内容
キ 相当の公益性を有するものとして特別な事由がある場合、その旨及びその内容
(高等教育の場合)
ア 授業科目の名称
イ 授業科目の目的及び調査票情報を授業科目で利用する必要性
ウ 授業科目の目的及び調査票情報を利用する手法及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容
エ 調査票情報を利用する期間及び当該調査票情報を授業で利用する期間

☐ 上記学術研究又は高等教育における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれはないことを確認（必須）（※□をチェックしてください。）		
（３）成果の公表の有無及び公表方法（※該当する項目の□をチェックしてください。）		
☐ 公表		
ア 公表方法（※予定している全ての□をチェックし、名称、時期等を記載してください。）		
方法	名称等	時期
☐ 論文		年 月
☐ 報告書・書籍		年 月
☐ 学会、研究会等で発表		年 月
☐ 学会誌等に掲載		年 月
☐ その他		年 月
イ 成果の秘匿処理		
☐ 公表に当たっては、少数の調査客体から算出された数値を秘匿するなど、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう秘匿措置を講ずる。		
ウ 公表物への注記		
☐ 提供機関及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨明記する。		

3 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

(1) 利用場所（複数ある場合は全て）

名称：_____

住所：_____

(2) 適正管理措置の内容（※該当する項目の□をチェックしてください。）

ア 組織的管理措置の内容（法人等の場合に限る。全て必須）

- ☐ 調査票情報の適正管理に係る基本方針を制定
適正管理に関する基本方針（必須）：_____
- ☐ 添付した調査票情報に係る管理簿等により、調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確化
- ☐ 調査票情報に係る管理簿を整備
- ☐ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を実施
- ☐ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
- ☐ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備

イ 人的管理措置の内容（公的機関等又は法人等の場合に限る。）

- ☐ 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を実施
研修等の名称（必須）：_____

ウ その他の管理措置の内容

① 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合（全て必須）

- ☐ 法令遵守、調査票情報の適正管理、秘密保持等に関する事項が規定された契約を締結
- ☐ 委託を受けた者による調査票情報の適正管理措置の内容を確認
- ☐ 委託を受けた者に対する定期的な報告の求め、立入検査の実施等により、必要かつ適切な監督を実施

② 調査票情報の取扱実績等（個人の場合に限る。）

（以下のうち一つ以上必須）

- ☐ 利用者の中に過去に調査票情報又は匿名データの取扱実績あり
- ☐ 利用者の中に過去に上記以外の個別情報（個人情報や企業情報などの個票データ）の取扱実績があるなど適正管理の経験又は能力あり

（以下は全て必須）

- ☐ 調査票情報に係る管理簿を整備
- ☐ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
- ☐ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理手順を整備

4 調査票情報の利用者の範囲

※1 別添の調査票情報に係る管理簿に調査票情報を取り扱う者全員（委託等する場合の連絡先及び取扱者を含む。）の所属、氏名、職名等を記載してください。

※2 ☐ をチェックしてください。

☐ 調査票情報に係る管理簿に記載の調査票情報を取り扱う者（業務を委託する場合を含む。）が以下のいずれにも該当しないことを確認（必須）

- 以下に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ・統計法（平成19年法律第53号）
 - ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 法人等であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止となっている者

5 調査票情報の提供を受ける方法及び時期

※（1）～（2）について、☐ をチェックしてください。

（1）提供方法

☐ オンサイト利用

（2）利用開始希望時期

☐ 提供準備ができ次第 ☐ その他（ ）

6 著作権の取扱い

※ ☐ をチェックしてください。

☐ 本申出に基づき提供を受けた調査票情報を利用して作成した集計結果等について申出者名義人及び調査票情報に係る管理簿に記載の利用者は、著作権を主張しない。（必須）

7 その他特記事項

〇〇〇年〇月〇日

(行政機関の長等) 殿

申 出 者

調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る調査研究における研究協力者について

〇〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、（調査研究の名称）に利用することとしているが、下記の者を当該調査研究の研究協力者として
いるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

氏名	所属・職名	備考

〇〇〇年〇月〇日

(行政機関の長等) 殿

申 出 者

調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る集計等業務委託
契約における秘密保持義務等に関する事項の明記について

〇〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしているが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申出書に契約関係書類の写しを添付することができない。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職宛てに送付するが、現時点において契約書又は覚書等において、調査票情報の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項（提供機関が業務の再委託をすることを認めた場合を除く。）
- ⑦ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

調査票情報の提供の申出に係る審査票

申 出 者：	申出受付日：
調査の名称：	利用開始希望日：
調査担当：	審査担当：

【審査結果の概要】

形式的審査結果 (審査項目のうち 1、2、3、5、7)	・ 適切である。	・ 不適切である。
	形式的審査担当：	
内容審査結果 (審査項目のうち 2、3、4、6、7、 8)	・ 適切である。	・ 不適切である。
	内容審査担当：	
総合判定	・ 提供して差し支えない。	・ 不承諾が適当である。

<所見>

- 1 「1－1 法第 33 条第 1 項第 1 号該当の確認」、「1－2 法第 33 条第 1 項第 2 号該当の確認」又は「1－3 法第 33 条の 2 第 1 項該当の確認」について
- 2 「2 調査票情報の利用目的」について
- 3 「3 利用する調査票情報の名称及び範囲」について
- 4 「4 利用する調査事項及び利用方法」について
- 5 「6 結果の公表方法及び公表時期」について
- 6 「7 調査票情報の利用者の範囲」について
- 7 「8 利用場所及び適正管理措置の内容」について

1 申出根拠

＜チェック欄＞
問題なし 問題あり

- ア 法第 33 条第 1 項第 1 号に基づく申出
イ 法第 33 条第 1 項第 2 号に基づく申出
ウ 法第 33 条の 2 第 1 項に基づく申出

1-1 法第33条第1項第1号該当の確認

- 法人、組織として、その利用を必要とするものの書類の添付……………
- 上記書類の説明が妥当なものか。……………

1-2 法第33条第1項第2号該当の確認

＜添付確認＞

- ア 委託研究を示す文書
イ 共同研究を示す文書
ウ 補助（公募）の関係を示す文書
エ 行政機関又は地方公共団体の長の公文書
オ 調査研究等の概要に関する資料

1-3 法第33条の2第1項該当の確認

＜添付確認＞

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 調査票情報が必要不可欠であることを示す文書 |
| イ | 公益目的事業であることを示す文書 |
| ウ | 利用者の学位や研究実績を示す文書 |
| エ | 委託研究又は共同研究を示す文書 |
| オ | 組織としての裏書 |
| カ | 補助（公募）の関係を示す文書 |
| キ | 調査研究や教育等の概要に関する資料 |

2 調査票情報の利用目的

- [illegible]

- 利用形態、研究計画、教育内容等と齟齬はないか。……………
- 調査票情報の利用に係る全ての利用目的が記載されているか。……………
- 調査票情報を利用して行う統計の作成等が、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないかどうか確認し、そうしたおそれがない旨が記載されているか。……………

3 利用する調査票情報の名称及び範囲

- (1) 名称 ①_____ ②_____
- ③_____ ④_____

- (2) 年次: _____

- (3) 地域:

- (4) 属性的範圍：

- 対応可能な調査票情報が。.....

■ 結果が公表されていない調査 ア あり イ なし

☐ ☐

- ① 公衆衛生上重大な危害が生じた緊急の事態に対処するために必要
② 公衆衛生上重大な危害が生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要
③ 経済事情の急激な変動その他の事情が生じた緊急の事態に対処するため必要
④ 経済事情の急激な変動その他の事情が生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要
⑤ 公的機関が事務を処理するに当たって公表期日前に提供することが必要不可欠

☐ ☐

4 利用する調査事項及び利用方法

<調査事項>

■ 利用する調査事項が特定できる記載となっているか。

☐ ☐

■ 利用目的のほか、集計様式や分析出力様式等に照らし、不要なものが含まれていないか（客観的・外形的に判断）。

☐ ☐

■ 名称・所在地を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか。

☐ ☐

<利用方法>

■ 集計様式、分析出力様式（イメージでも可）が全て添付されているか。

☐ ☐

■ 利用目的等と照らし合わせて、集計様式、分析出力様式は妥当か。

☐ ☐

■ 公表結果から作成可能な集計様式、分析出力様式はないか。

☐ ☐

<オンサイト利用>

■ 外部データの持ち込み ア あり イ なし

☐ ☐

■ 対応可能か。

☐ ☐

■ 分析ソフトウェアが対応可能か。

☐ ☐

5 利用期間

ア 6か月未満 イ 6か月以上1年未満 ウ 1年以上

■ 利用目的等から最小限の期間となっているか。

☐ ☐

6 結果の公表方法及び公表時期

ア 公表する イ 公表しない

■ 理由は妥当か。

☐ ☐

■ 秘匿は妥当か。

☐ ☐

■ 発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や記載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究の成果を公表する方法が記載されているか。

☐ ☐

■ 提供元の行政機関等及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行う旨が記載されているか。

☐ ☐

7 調査票情報の利用者の範囲

＜チェック欄＞
問題なし 問題あり

- 限定列举となっているか。.....
- 必要最小限となっているか。.....
- 欠格事由に該当しないことが確認されているか。.....
- 業務を委託する場合、契約書や誓約書等が添付されているか。.....

8 利用場所及び適正管理措置の内容

ア オンサイト利用
(物理的管理措置及び技術的管理措置は済)

公的機関等又は法人等の場合

＜組織的管理措置＞

- 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めているか（公的機関等を除く）。……………
- 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしているか。……………
- 調査票情報に係る管理簿を整備しているか。……………
- 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。……………
- 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行っているか。……………
- 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備しているか。

< 人的管理措置 >

- 法人等の場合、調査票情報を取り扱う者が欠格事由に該当しないか。……………
- 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っているか。……………

＜物理的管理措置＞

- 調査票情報を取り扱う区域を特定しているか。……………
- 利用及び保存場所が日本国内であるか。……………
- 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置（法人等が法第 33 条の 2 の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は、加えて、当該区域の状況の常時監視をするための措置）を講じているか。……………
- 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講じているか。……………
- 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行う旨が記載されているか。……………

＜技術的管理措置＞

- 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講じているか。.....
- 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じているか。.....

■ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講じているか。……………

☐ ☐

<その他の管理措置>

■ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこととされているか。……………

☐ ☐

■ 委託した者に対する必要かつ適切な監督を行うこととされているか。……………

☐ ☐

公的機関等又は法人等以外の者の場合

<物理的管理措置>

■ 調査票情報を取り扱う区域を特定しているか。……………

☐ ☐

■ 利用及び保存場所が日本国内であるか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置（法第 33 条の 2 の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は、加えて、当該区域の状況の常時監視をするための措置）を講じているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講じているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。……………

☐ ☐

<技術的管理措置>

■ 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講じているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講じているか。……………

☐ ☐

<その他の管理措置>

■ 調査票情報の提供を受けた者が、調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報に係る管理簿を整備しているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行っているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めているか。……………

☐ ☐

■ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこととされているか。……………

☐ ☐

■ 委託した者に対する必要かつ適切な監督を行うこととされているか。……………

☐ ☐

9 提供機関において設定した事項

〇〇〇年〇月〇日

(行政機関の長等) 殿

組 織 の 長

〇〇統計調査に係る調査票情報の利用について

〇〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、下記のとおり、（法人名、組織名）として、その利用を必要とするものであるため、よろしくお取り計らい願いたい。

記

《記載例》

- ・ 〇〇法人が〇〇年度調査研究事業として行う「〇〇に関する研究」の一環として実施する統計調査の対象名簿を作成する。研究事業のパンフレットは別添 1、本法人及び〇〇大学、〇〇研究所との連携体制は別添 2 を参照
- ・ 〇〇大学が、〇〇学部〇〇〇年度に実施する「〇〇に関する研究プロジェクト」において、〇〇統計調査に係る調査票情報を利用し、分析を行うとともに、本学主催のシンポジウムにて当該研究成果を広げる。プロジェクトのパンフレットは別添 1、プロジェクト推進体制は別添 2 を参照

注 1) 法人・組織に属する研究者等の個人が、自己の研究等の目的で調査票情報を利用するのではなく、法人・組織等として調査票情報を利用することを簡潔に記載してください。

2) 行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が申出を行う場合は、本様式は不要です。

調査票情報に係る管理簿

管理 番号	1. 提供を受けた調査票情報の内容							
	所管府省	統計調査の名称	年次	ファイル数	受領年月日	提供媒体 (提供方法)	返却(利用) 期限	調査票情報の名称

1	2. 利用者の範囲								3. 利用状況							
	利用者の氏名 (管理責任者は◎)	所属・職名	委託の 有無	調査票情報の取扱いに関する権限			業務	利用場所（保管場所）	オンサイト・リモートア クセスのアカウント有無	利用開始日	複製年月日	複製データの利用場所	複製データの保管場所	利用終了日	複製データの 廃棄年月日	中間生成物の 廃棄年月日
				利用	保管	複製										

管理 番号	1. 提供を受けた調査票情報の内容							
	所管府省	統計調査の名称	年次	ファイル数	受領年月日	提供媒体 (提供方法)	返却(利用) 期限	調査票情報の名称

2	2. 利用者の範囲								3. 利用状況							
	利用者の氏名 (管理責任者は◎)	所属・職名	委託の 有無	調査票情報の取扱いに関する権限			業務	利用場所（保管場所）	オンサイト・リモートア クセスのアカウント有無	利用開始日	複製年月日	複製データの利用場所	複製データの保管場所	利用終了日	複製データの 廃棄年月日	中間生成物の 廃棄年月日
				利用	保管	複製										

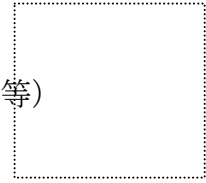
管理 番号	1. 提供を受けた調査票情報の内容							
	所管府省	統計調査の名称	年次	ファイル数	受領年月日	提供媒体 (提供方法)	返却(利用) 期限	調査票情報の名称

3	2. 利用者の範囲								3. 利用状況							
	利用者の氏名 (管理責任者は◎)	所属・職名	委託の 有無	調査票情報の取扱いに関する権限			業務	利用場所（保管場所）	オンサイト・リモートア クセスのアカウント有無	利用開始日	複製年月日	複製データの利用場所	複製データの保管場所	利用終了日	複製データの 廃棄年月日	中間生成物の 廃棄年月日
				利用	保管	複製										

文 書 番 号
〇〇〇年〇月〇日

(申 出 者) 殿

(行政機関の長等)



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

年 月 日付け（文書番号）の調査票情報の提供に係る申出について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条（第 33 条の 2）第 1 項の規定に基づき、下記の内容にて承諾します。

また、調査票情報の提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

記

- 1 調査票情報の名称、年次等
- 2 調査票情報の利用目的等
- 3 調査票情報の提供時期
- 4 手数料の額（統計法第 33 条の 2 第 1 項に該当する場合）
- 5 手数料の納付方法及び納付期限（統計法第 33 条の 2 第 1 項に該当する場合）
- 6 依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、調査票情報の提供を依頼する場合は、上記依頼書の提出期限までに必要な書類の提出とともに、上記指定された納付方法による手数料を納付期限までに納付してください。なお、納付された手数料は原則として返却しません。

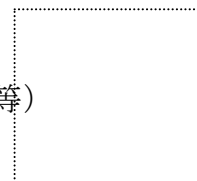
上記期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

(申 出 者) 殿

(行政機関の長等)



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

年 月 日付け（文書番号）の調査票情報の提供に係る申出について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記

依頼書
(統計法 (平成19年法律第53号) 第33条関係)

年 月 日

殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの第33条提供申出書のとおり、統計法第33条第 1 項の規定に基づき、下記に係る調査票情報の提供を依頼します。調査票情報の提供を受け、当該調査票情報を利用するに当たっては、日本国の法令及び が定める調査票情報に係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

記

- 1 調査票情報の名称、年次等
- 2 調査票情報の利用目的
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 年 月 日まで
- 5 公表関係 (統計法第 33 条第 2 項の規定によるもの。統計法第 33 条第 1 項第 2 号の場合のみ)
次表の各公表事項について本依頼に係る公表内容を記載してください。

公表事項	公表内容
① 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称	
② 提供した調査票情報に係る統計調査の名称	1 と同じ
③ 調査票情報の提供を受けた者 (個人に限る。) の職業、 所属その他の当該者に関する事項	
④ 調査票情報の利用目的	2 と同じ

※ 上記以外の公表事項の「調査票情報を提供した年月日」は、3 の提供希望年月日ではなく、実際に提供した年月日とする。

- 6 規則第 11 条関係 (統計法第 33 条第 1 項第 2 号の場合のみ)
次表の各事項に該当する場合にそれぞれの□にチェック (☒) を付けてください。

事項	該当する場合にチェックを付けてください
① 調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている	☐
② 規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当しない者である	☐
③ 規則第 11 条第 2 項第 2 号に該当しない者である	☐
④ 規則第 11 条第 2 項第 3 号に該当しない者である	☐
⑤ 規則第 11 条第 2 項第 4 号に該当しない者である	☐

1 から 6 までの記載内容に係る調査票情報の提供についての詳細は、 年 月 日付けの第 33 条提供申出書及び添付書類のとおりです。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第33条の2関係)

年 月 日

殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの第33条の2提供申出書のとおり、統計法第33条の2第1項の規定に基づき、下記に係る調査票情報の提供を依頼します。調査票情報の提供を受け、当該調査票情報を利用するに当たっては、日本国の法令及び が定める調査票情報に係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

記

- 1 調査票情報の名称、年次等
- 2 調査票情報の利用目的
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 年 月 日まで
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法 ア 収入印紙による納付 イ 行政機関の長、指定独立行政法人等、独立行政法人統計センターがあらかじめ定めるア以外の方法
- 7 公表関係(統計法第33条の2第2項の規定により準用する同法第33条第2項の規定によるもの)
次表の各公表事項について本依頼に係る公表内容を記載してください。

公表事項	公表内容
① 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称	
② 提供した調査票情報に係る統計調査の名称	1と同じ
③ 調査票情報の提供を受けた者(個人に限る。)の職業、所属 その他の当該者に関する事項	
④ 調査票情報の利用目的	2と同じ

※ 上記以外の公表事項の「調査票情報を提供した年月日」は、3の提供希望年月日ではなく、実際に提供した年月日とする。

- 8 規則第19条関係
次表の各事項に該当する場合にそれぞれの□にチェック(☑)を付けてください。

事項	該当する場合にチェックを付けてください
① 調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている	□
② 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない	□
③ 規則第19条第2項第1号に該当しない者である	□
④ 規則第19条第2項第2号に該当しない者である	□
⑤ 規則第19条第2項第3号に該当しない者である	□
⑥ 規則第19条第2項第4号に該当しない者である	□

1から8までの記載内容に係る調査票情報の提供についての詳細は、年 月 日付けの第33条の2提供申出書及び添付書類のとおりです。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の
収入印紙を貼り、
消印しないこと

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

調査票情報の利用に係る誓約書

年 月 日

行政機関等の長 殿

申出者 所属及び職名
氏 名

年 月 日付け（文書番号）で提供の申出を行った調査票情報の利用に
当たり、下記の者が別添の利用規約を遵守することを誓約します。

所属	職名	氏名
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

（注）申出者が公的機関等や法人等の場合、当該機関等の長の名義により、本誓約書を提出する。

調査票情報の提供に係る利用規約

年 月 日
〇 〇 省 〇 〇 決 定

(総則)

- 第1条 調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「申出者」という。）及び当該申出により調査票情報を取り扱う全ての者（以下「利用者」という。）並びに調査票情報の提供を行う〇〇省（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（調査票情報の提供に係る申出書及び添付書類並びに調査票情報の提供を求める依頼書及び添付書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 申出者は、調査票情報の提供を求める依頼書を提出するとともに、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条の2第1項の規定に基づく申出にあっては、提供者が調査票情報の提供のための作業に要する実費を勘案し決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、提供者は、調査票情報の提供を求める依頼書に記載された調査票情報を貸与するものとする。
- 3 調査票情報を提供するために必要な一切の手段については、法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(管理)

- 第2条 利用者は、提供を受けた調査票情報を提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に則り善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は調査票情報を用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

- 第3条 利用者は、調査票情報の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 調査票情報は依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
 - 二 調査票情報を用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこと。

(作業委託)

- 第4条 申出者は、調査票情報を利用した統計の作成若しくは統計的研究又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が取り扱う調査票情報を適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに調査票情報及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。

2 前項の受託業者等による再委託は、提供者が認めた場合を除き、認めないものとする。

(依頼書等の変更)

第5条 利用者は、自己の都合により、提供の承諾を受けた利用目的及び利用要件の範囲内において、履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、申出者を通じて提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。

2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。

3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、調査票情報の提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無等について確認を行うものとし、確認の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、申出者を通じて直ちに提供者に申出を行うものとする。

2 前項において、利用者はデータの受領後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。

3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却及び提供者からの再送付に係る郵送費用は、提供者が負担する。

(調査票情報の提供状況の公表)

第7条 提供者は、申出者に調査票情報を提供したときは、法令に則り、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称等の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、調査票情報を依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

2 前項において、期限を超えて調査票情報を利用する必要が生じた場合は、申出者を通じて期限内に提供者に利用期間の延長の申出を行い、提供者の承諾を得るものとする。

3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合（利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、利用者に対し速やかに当該調査票情報等の返却を求めるものとする。

(監査)

第9条 利用者は、調査票情報の利用状況について提供者等が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。

2 前項の監査を行う場合、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第11条 利用者は、災害又は事故により調査票情報を紛失した場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

- 2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続等を行うものとする。
- 3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより調査票情報を紛失したり、調査票情報が漏洩していることが判明した場合、又はそのおそれがあることが判明した場合は、申出者を通じて提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 利用者は、調査票情報の利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の調査票情報又は中間生成物を消去し、報告書(利用後の措置状況を含む。)及び調査票情報に係る管理簿を添えて、作成した統計又は行った統計的研究の成果を、申出者を通じて提出するとともに、提供を受けた電子媒体を提供者へ返却する。

- 2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して調査票情報の返却等を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、申出者を通じて速やかにその理由を報告書に記載し提供者に報告するとともに、調査票情報を返却するものとする。

(成果の公表)

第13条 利用者は、調査票情報を利用して作成した統計又は統計的研究の成果を、申出書に記載した方法により公表しなければならない。

- 2 前項による公表に際して、利用者は、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、調査票情報を基に利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 利用者は、期間内に第1項による公表ができない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長することができるものとする。
- 4 提供者は、前条第1項に基づき提出された報告書等に基づき、調査票情報を利用した成果について公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないよう、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

(解除)

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

- 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
 - 二 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき
 - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令又は規約に違反した場合の措置)

第15条 利用者が法令又は本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則のほか、提供

者は以下の措置を講ずるものとする。

- 一 違反が認められた時点で利用者に対して調査票情報の速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。
 - 二 別表の各号に定める期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと。
 - 三 違反の情報について、総務省を通じて、法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、指定独立行政法人等及び当該機関から提供事務の委託を受けた独立行政法人統計センターで共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関又は指定独立行政法人等から法第33条若しくは法第33条の2に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供又は法第36条に基づく匿名データの提供を受けている場合であって、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則のほか、当該規約に定める措置が講じられた場合、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前二項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

- 第16条 利用者が調査票情報を利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、あるいは、提供した調査票情報に提供者の故意又は重過失による瑕疵が認められた場合、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。
- 2 利用者が調査票情報を用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(調査票情報を利用して作成した統計の所有権)

- 第17条 利用者は、提供を受けた調査票情報によって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。

(秘密の保全)

- 第18条 利用者及び提供者は、この規約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

- 第19条 利用者と提供者は、本規約に定める条項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表

措置要件	期間
① 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行った場合	当該認定をされた日から1か月以上9か月以内
② 調査票情報を紛失した場合	当該認定をされた日から1か月以上9か月以内
③ 調査票情報の内容を漏洩した場合	当該認定をされた日から1か月以上12か月以内
④ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をされた日から1か月以上12か月以内
⑤ 期限までに調査票情報の返却等を行わなかった場合	返却等を行った日から、返却等を遅延した期間に相当する日数
⑥ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しなかった場合	提出を行った日から、提出を遅延した期間に相当する日数
⑦ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しなかった場合	公表を行った日から、公表を遅延した期間に相当する日数
⑧ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の国民の信頼を損なうおそれがある行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間

オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容

以下の表1及び表2は、オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容を定めたものである。分析結果等が調査票情報の全部又は一部を含む場合は、提供を依頼することはできない。申出者は、分析結果等の提供を依頼するに当たり、**原則**として、当該結果等が**表1の内容を満たすこと**、表1.Iの内容を満たさない統計表の場合には、**表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが**求められる。ここで、分析結果等が「内容を満たす」とは、当該結果等が該当する表1の「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。

【用語の解説・留意事項】

(表1)

*1 分析結果等の種類

提供を依頼する分析結果等のことをいい、Ⅰ統計表、Ⅱ統計量、Ⅲその他に分けられる。

*2 チェック内容

提供を依頼する分析結果等をチェックする事項を定めたもの。

*3 加重なし

提供を依頼する分析結果等が、集計用の乗率等を乗じて作成したものであっても、乗率等を乗じない値でチェックする事項

*4 加重あり

提供を依頼する分析結果等が、集計用の乗率等を乗じないで作成したものであっても、乗率等を乗じた値でチェックする事項

*5 変数変換なし

提供を依頼する分析結果等が、変数変換（対数変換、累乗根変換など）し作成したものであっても、変数変換前の値でチェックする事項

*6 非負のみ

負の値（0未満）を取り得る項目（例：経済センサス－活動調査における付加価値額）の集計値である場合にはチェックしない事項

(表1、表2共通)

*7 四角数字（□、■など）の事項

当該チェック事項が必須ではなく、チェック・情報提示を求められる場合のある事項（該当するか否かは事前に要相談）。

*8 申出者が提示する情報

申出者が提供を依頼する際に、当該結果等のチェックの確認のために添付する情報。この外、分析結果等の概要、使用したデータ（申出者自身が新たに作成した指

標・変数等のデータを含む)、原変数及び申出者自身が作成した変数の説明等、求められた情報を提示すること。

表1 標準的なチェック内容

分析結果等の種類*1		チェック内容*2	申出者が提示する情報*8
統計表	1. 度数表、度数の構成比表	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし*3）	①【度数】各セルの度数（加重なし*3）
		②*7【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし*3）	②*7【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重なし*3）
		③*7【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重あり*4）	③*7【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重あり*4）
	2.1 数量表(総和)（個人・世帯調査の場合）	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし*3）	①【度数】各セルの度数（加重なし*3）
		②*7【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし*3）（非負のみ*6）	②*7【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重なし*3）
		③*7【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重あり*4）（非負のみ*6）	③*7【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重あり*4）
	2.2 数量表(総和)（事業所・企業調査の場合）	①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし*3）	①【度数】各セルの度数（加重なし*3）
		②【数量】各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと（変数変換なし*5）（非負のみ*6）	②【数量】各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値 x_1 及び x_1 がセルの値 X に占める割合（変数変換なし*5）
		③【数量】各セルにおいて、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと（変数変換なし*5）（非負のみ*6）	③【数量】各セルにおいて一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値 x_1, x_2 及び x_1, x_2 の合計値がセルの値 X に占める割合（変数変換なし*5）
		④*7【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし*3）（非負のみ*6）	④*7【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重なし*3）
		⑤*7【度数】行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重あり*4）（非負のみ*6）	⑤*7【度数】各セルの構成比（行計及び列計に占める割合）（加重あり*4）

	3. 数量表（平均、構成比、集中度）	①同じ集計区分の総和の表が、「2.1 又は 2.2 数量表（総和）」のチェック内容を満たすこと。	①「2.1 又は 2.2 数量表（総和）」のチェック内容に準拠すること
	4. その他の統計表	①各セルに含まれる統計量が該当する、「Ⅱ統計量」のチェック内容に準拠すること。	①該当する「Ⅱ統計量」のチェック内容に準拠すること。
Ⅱ 統計量	5. 最頻値	①【度数】1 以上 10 未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし*3） ②*7【度数】最頻値の値を持つ調査客体数が、算出に用いた調査客体数の 90%超を占めないこと（加重なし*3） ③*7【度数】最頻値の値を持つ調査客体数が、算出に用いた調査客体数の 90%超を占めないこと（加重あり*4）	①【度数】値の度数（加重なし*3） ②*7【度数】最頻値の値を持つ調査客体数が算出に用いた調査客体数に占める割合（加重なし*3） ③*7【度数】最頻値の値を持つ調査客体数が算出に用いた調査客体数に占める割合（加重あり*4）
	6.1 総和、平均、構成比、集中度（個人・世帯調査の場合）	①【度数】1 以上 10 未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし*3）	①【度数】値の度数（加重なし*3）
	6.2 総和、平均、構成比、集中度（事業所・企業調査の場合）	①【度数】1 以上 10 未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし*3） ②【数量】総和において、70%を超えて寄与する調査客体がないこと（変数変換なし*5）（非負のみ*6） ③【数量】総和において、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと（変数変換なし*5）（非負のみ*6）	①【度数】値の度数（加重なし*3） ②【数量】総和 X 、最も大きく寄与する調査客体の値 x_1 及び x_1 が X に占める割合（変数変換なし*5） ③【数量】総和 X 、一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値 x_1, x_2 及び x_1, x_2 の合計値が X に占める割合（変数変換なし*5）
	7. 線形回帰係数、非線形回帰係数	①【自由度】残差の自由度が 10 以上であること ②【データ】一つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと（例：一つの調査客体のみに関する時系列データから作成していない）	①【自由度】残差の自由度 ②【データ】目的変数及び説明変数の説明資料

	8. 分布の高次モーメント ¹ 、相関係数、要約統計量及び検定統計量 ²	①【自由度】自由度が10以上であること	①【自由度】自由度
	9. 最大値、最小値	①持ち出し不可（通常ただ一つの調査客体を指していることから）	
	10. 推定残差	①持ち出し不可（観測値を推定できるリスクが大きいことから）	
	11. グラフ	①持ち出し不可（通常承諾された他の分析結果から作成できることから）	
Ⅲ その他	12. 分析プログラム、操作ログ等	①統計表又は統計量が含まれていないこと	

¹ 分散、歪度、尖度等

² 決定係数、変動係数、分散、情報量規準、t検定、F検定、 χ^2 検定、Wald検定、Hausman検定等

表2 統計表における秘匿措置

秘匿方法	秘匿措置	
1. 集計区分の変更	各セルに集計される区分を変更して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。 集計区分の変更方法には、既存の区分の分割、他の区分と統合、新たな区分の設定がある。	
2. 集計対象の変更	集計対象の範囲を拡大又は縮小して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。 (例：集計対象が、あるグループXに属する調査客体のみから作成した統計表の場合、 ①グループYに属する調査客体を集計対象に加えて新たな統計表を作成する(拡大)。 ②グループXに属する調査客体のうち、他の調査客体から大きく外れた値を持つ調査客体などを除外して新たな統計表を作成する(縮小)。)	
3. セルの値を秘匿	秘匿措置	申出者が提示する情報* ⁸
	以下の一次秘匿、二次秘匿、秘匿インターバルの各内容を満たすようにすること。 ①一次秘匿 表1の内容を満たさないセルの値を「X」などのマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。 ②二次秘匿 一次秘匿を行ったセルの値が他のセルの値や行計・列計等から算出できる場合、これを算出できないように一次秘匿の対象となるセル以外のセルの値を「X」などのマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。	①秘匿前の統計表 ②一次秘匿した各セルの位置を明示する情報
	③* ⁷ 秘匿インターバル (度数表の場合) 一次秘匿した各セルが取り得る値の最大と最小の差(秘匿インターバル)が度数10以上であること。	③ (度数表の場合) 一次秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差
	④* ⁷ 秘匿インターバル (数量表の場合) 一次秘匿した各セルが取り得る値の最大と最小の差(秘匿インターバル)が、当該セル値の30%以上であること。	④ (数量表の場合) 一次秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合

申出書の記載事項変更申出書

年 月 日

行政機関の長等 殿

申出者 所属及び職名
 氏 名
 連絡先所在地
 連絡先電話番号
 連絡先 e-mail

年 月 日付け調査票情報の提供に係る申出書について、記載事項の一部を変更したいので、以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、年 月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年 月 日
調査票情報を用いて行う統計の作成、統計的研究等の名称	
変更事項	< 変更前 >
	< 変更後 >
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

所属等変更届出書

年 月 日

行政機関の長等 殿

申出者 所属及び職名
 氏 名
 連絡先所在地
 連絡先電話番号
 連絡先 e-mail

年 月 日付け調査票情報の提供に係る申出書等について、 に変更があり
 ましたので、以下のとおり届出します。

当初申出年月日	年 月 日
調査票情報を用いて 行う統計の作成、統 計的研究等の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る形式的又は軽微な変更がある場合に利用することとし、利用者の範囲（備考2を除く。）、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申し出ること。
- 2 利用者の範囲については、公的機関等が申出者である場合において、公的機関等の人事異動や体制変更に伴う利用者の範囲に変更がある場合にのみ用いること。
- 3 地方公共団体が統計を作成する場合の利用期間の更新については、提供機関等が定める期間において利用の都度の申出を省略することができるとされている場合にのみ用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

報告書（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条関係）

年 月 日

殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

年 月 日付け依頼書により提供を受けた調査票情報による が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けた調査票情報の名称								
2. 統計又は統計的研究の成果の概要等	(1) 統計又は統計的研究の名称							
	(2) 調査票情報を利用した期間及び調査研究等の実施期間							
	(3) 統計又は統計的研究の成果の概要（調査研究等の概要を含む。） ※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。							
	(4) 調査票情報を利用して行った調査研究等の公表（統計法第33条第4項の規定により行う公表を除く。） ・論文（名称： ） ・報告書・書籍（名称： ） ・学会・研究会等で発表（名称： ） ・学会誌等に掲載（名称： ） ・その他（ ） ○ 上記の発表時期（※予定の場合はその予定時期を記載 ） ※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。							
	(5) 公表関係（統計法第33条第4項の規定によるもの） <table><thead><tr><th>公表事項</th><th>公表内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項</td><td></td></tr><tr><td>② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項</td><td></td></tr><tr><td>③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日</td><td></td></tr></tbody></table> ※ 上記③は、（4）の公表のうち代表的なものかつ一般的に入手が困難でないものとする。 ※ 上記①から③まで以外の公表事項の公表内容（統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を除く。）は、特段の理由がない限り、依頼書（統計法（平成19年法律第53号）第33条関係）5の内容による。 ○ 統計若しくは統計的研究又はその概要を公表するに当たって特別な事情等があれば下記に記載すること。 ()	公表事項	公表内容	① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項		② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項		③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日
公表事項	公表内容							
① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項								
② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項								
③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日								
3. 調査票情報の利用後の措置状況	・措置の方法： ・措置を行った年月日： 年 月 日 ・措置の責任者名：							

備考

- 1 やむを得ない理由により調査研究等が中断した場合など「2. 統計又は統計的研究の成果の概要等」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した内容等を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

報告書（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条の 2 関係）

年 月 日

殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

年 月 日付け依頼書により提供を受けた調査票情報による が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けた調査票情報の名称								
2. 統計又は統計的研究の成果の概要等	(1) 統計又は統計的研究の名称							
	(2) 調査票情報を利用した期間及び研究の実施期間等							
	(3) 統計又は統計的研究の成果の概要（調査票情報を利用して行った研究の成果又は教育の内容を含む。） ※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。							
	(4) 調査票情報を利用して行った研究の成果又は教育の内容の公表（統計法第33条の2第2項の規定により準用する同法第33条第4項の規定により行う公表を除く。） ・論文（名称：） ・報告書・書籍（名称：） ・学会・研究会等で発表（名称：） ・学会誌等に掲載（名称：） ・その他（） ○ 上記の発表時期（※予定の場合その予定時期を記載） ※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。							
	(5) 公表関係（統計法第33条の2第2項の規定により準用する同法第33条第4項の規定によるもの） <table><thead><tr><th>公表事項</th><th>公表内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項</td><td></td></tr><tr><td>② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項</td><td></td></tr><tr><td>③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日</td><td></td></tr></tbody></table> ※ 上記③は、（4）の公表のうち代表的なものかつ一般的に入手が困難でないものとする。 ※ 上記以外の公表事項の公表内容（統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を除く。）は、特段の理由がない限り、依頼書（統計法（平成19年法律第53号）第33条の2関係）7の内容による。 ○ 統計若しくは統計的研究又はその概要を公表するに当たって特別な事情等があれば下記に記載すること。 ()	公表事項	公表内容	① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項		② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項		③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日
公表事項	公表内容							
① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項								
② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項								
③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日								
3. 調査票情報の利用後の措置状況	・措置の方法： ・措置を行った年月日： 年 月 日 ・措置の責任者名：							

備考

- 1 やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「2. 統計又は統計的研究の成果の概要等」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した内容等を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。